

++令和6年第1回取手市議会定例会会議録（第3号）【未校正速報版】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 3月 4日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 3月 4日午後 3時49分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	吉 田 文 彦		事務局 次長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中 村	修
教 育	長	伊 藤	哲
総 務 部	長	鈴 木 文	江
政 策 推 進 部	長	齋 藤 嘉	彦
財 政 部	長	田 中 英	樹
福 祉 部	長	彦 坂	哲
健 康 増 進 部	長	渡 来 真	一
ま ち づ くり 振 興 部	長	野 口	昇
建 設 部	長	前 野	拓
都 市 整 備 部	長	浅 野 和	生
教 育 部	長	井 橋 貞	夫
総 務 部 次	長	斉 藤 理	昭
会 計 管 理	者	石 塚 幸	夫
教 育 参	事	伊 藤	誠
政 策 推 進 課	長	高 中	誠
財 政 課	長	海 老 原 輝	夫
課 税 課	長	稲 村 忠	弘
高 齢 福 祉 課	長	秋 山 和	也
子 育 て 支 援 課	長	佐 藤 睦	子
健 康 づ くり 推 進 課	長	香 取 美	弥
国 保 年 金 課	長	関 口 勝	己
排 水 対 策 課	長	飯 塚	稔
都 市 計 画 課	長	大 久 保 益	雄
区 画 整 理 課	長	稲 葉 克	彦
財 政 課 副 参 事		谷 池 公	治
子 育 て 支 援 課 副 参 事		松 崎 智	幸
火 葬 場 組 合 事 務 局 担 当 副 参 事		牧 野 孝	浩
会 計 課 副 参 事		山 田 英	紀

令和6年第1回取手市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年3月4日（月）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 根岸裕美子 議員
- ② 落合信太郎 議員
- ③ 鈴木 三男 議員
- ④ 入江 洋一 議員
- ⑤ 佐藤 隆治 議員
- ⑥ 細谷 典男 議員

本稿は速報版

会議に付した事件

- 日程第1 市政に関する一般質問
- ⑦ 根岸裕美子 議員
  - ⑧ 落合信太郎 議員
  - ⑨ 鈴木 三男 議員
  - ⑩ 入江 洋一 議員
  - ⑪ 佐藤 隆治 議員
  - ⑫ 細谷 典男 議員

本報速報版

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 22 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

細谷典男君から疾病のため、また加増充子さんから所用のため、遅参届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

### 日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であり、したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は、60 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。2 期目スタートいたしました。4 年間しっかり、生活者の代理人として努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。では、通告に従いまして一般質問させていただきます。まず 3 項目今日はございますが、1 項目め、取手駅西口交通広場について、お伺いしてまいります。30 年の長きにわたり迷走してきた取手駅西口開発ですが、開会初日の議員全員協議会で説明があったように、いよいよ完成形が見えてまいりました。新交通広場も年度末の完成はかなわず、費用も水増し【「水増し」を「さらにかさむこと」に発言訂正】にはなりますが、6 月には完成のめどが立つとのことで、市民の期待も高まると思われれます。ホームページには、PR 動画や計画平面図も掲載されております。改めて新交通広場の概要と特徴をお伺いします。

〔8 番 根岸裕美子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） おはようございます。それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。この土地区画整理事業でございますけれども、30年長きにわたり進めてきたところではございますけれども、粛々と進めてはきたところというところも御理解いただければと思います。改めまして、取手駅西口交通広場でございますが、こちらは治助坂、はなのき通り、利根側方面の3方向から流入と流出する通過交通が多数あるという地形的な特徴から、かつては朝夕の通勤通学の時間帯においては、多くの一般車両と路線バスとが激しく輻輳している状況でございました。そのような状況の中で、取手駅北土地区画整理事業におきまして、取手駅を利用する歩行者や自動車がより快適、そして安全に利用することができるような新たな交通動線を考えてまいりました。そして新しい交通広場におきましては、通過車両の影響を軽減するために、円形の平面交差点の一つであるラウンドアバウト方式を採用いたしまして、取手駅を利用する車両と通過車両とが極力干渉しないような形態といたしました。さらには、交通広場には新たに一般車乗降場を設けることで、駅の送迎など一時的な利用者に対して停車を促すことで、交通を妨げる無秩序な停車車両を減らすことができるものと考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらが、ホームページに載っている西口交通広場の平面図になります。この図を見たときに、この下側の3か所のバス停から——こことこことこです。ぱっと見た感じ、全て治助坂方面に向かうと当初思っていたんですけども、お伺いしたところ、このバスとこのバスに関しては、ラウンドアバウトを通過して出ていくというふうに伺っています。ということは、この図を見るとバスが車線をまたいで移動して一般車両を交錯すること——一般車両と交錯することが想定されると思うんです。ここからこう行ったりとか、こちらからもこう入ったりとかすると、この辺で結局、一般車両と交錯するのではないかと考えています。このように車が集中し混乱する様子を輻輳ということなんですけれども、この輻輳が予想されますがどのように対応されるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備課長、稲葉克彦君——失礼しました。区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それでは、お答えいたします。ラウンドアバウト本線の外側には、バス停とタクシー乗り場、内側には一般車乗降場を配置する計画としています。そのような交通動線の中で外側のバス停からラウンドアバウト本線に合流する際には、バス事業者に対しまして、周囲に十分配慮し無理な進入は慎むなど、安全意識の向上を徹底させるとともに、一般車両との接触事故防止のための安全施設を新たに設置していきたいと考えております。具体的には、4番・5番バス停から通過交通用の車線が一時的に並走

する区間から、ラウンドアバウト本線に急に進入することがないように、視覚的・物理的に判別のしやすい警告ポールを県警本部や取手警察署の御指導の下、設置することとしております。また、3番バス停からのバスについては、バス事業者から出庫してからはなのき通りを通行していくこれまでのルートから、治助坂へ通行するルートへと切替えを検討している旨のお話を聞いているところでございます。今後も、ハード面と運用面の様々な観点から、バスと一般車とが輻輳する機会を極力低減させるように努めてまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 資料をもう一度お願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） 今の説明ですと、これが——これが3番ですよ。ここが3番はこっち治助坂のほうにしか行かない、そしてこの間に、ここにポールがこういうふうに立って、結局この3番バスはこっちから入る——4番バス。5番はここを通過してこちら側から入るといふような理解で大丈夫ですね。分かりました。そうしましたら、バスだけが車線変更が可能になってくるといふことなので、一般車両との輻輳はある程度回避されるだろうということが分かりました。次に懸念されるのは、一般車両が6号国道側から進入し左側車線を走行すると、交通広場に入れないうまま治助坂へ上がっていくこととなります。こっち側がここが取手駅じゃなくて6号なんですけれども、ここから左側斜線入ってくると、先ほど言ったとおりに、ここにポールが立っているのです、ここずっとこっちにしか行けなくなっちゃうんですよ。考えられるのは、結局その駅——国道6号側から入るとこの部分で一時停止したりとか急にこちら——結局こっちじゃなくて、ラウンドアバウト入るためにはここから行かなければならないので、そちらに車線変更するために急停車したり、一時停止みたいな形になるブレーキを——急ブレーキ踏んだりとかということが考えられると思うんですけれども、そういう場合が想定されるので、分かりやすい標示とか誘導が必要と考えるんですけれども、そちらはどういうふうに対応されるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それでは、お答えさせていただきます。国道6号方面から駅に進入する際には、左側車線を通行することで、直接北側の治助坂・四ツ谷橋方向へ向かうことが可能となります。また右側車線では、駅前ロータリーと一体となるラウンドアバウト本線に進入することとなり、駅を利用するための一般車乗降場のほか、治助坂方向や利根川方向、再び国道6号方向に戻ることも可能となります。ラウンドアバウトは全国的に設置事例が少なく、逆走などの誤進入が——のおそれがありますので、誘導看板の設置や路面標示、そしてカラー舗装による識別等を積極的に活用し、初めて交通広場を利用する皆様にも分かりやすい誘導を促進していきます。具体的には、国道6号から駅へ進入するはなのき通りの右側車線には、路面標示を「駅前ロータリー」とします。そして左側車線につきましては、これは所轄警察署と相談しながら、側道というような本線とは別である旨の意味合いを持った右車線とは区別した路面標示を設置し、誘導案内をしていきたいと考えております。また、一般車両に——一般車両に対しましては、バスやタクシ

一のように個別に走行方法を説明することは困難でございますので、ホームページ等を活用し、ラウンドアバウトの特性と危険箇所について丁寧に周知していきたいと考えております。また、新しい交通広場が供用された後においても、取手警察署とラウンドアバウトの利用状況を共有し、新たな規制標識や停止線の設置等、実際の交通状況に見合った対応が円滑にできるよう、連絡体制を整えてまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。もう1点伺います。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） 新交通広場は、一般乗降場所がここから入ってきて、ここが一般乗降場所になるわけですね。こちらが三、四台ということなので、雨の日や朝晩の送迎で混雑する場合は、バスやタクシーの乗降場所にも一般車が停車してしまうおそれがあると思うんですけれども、どのように想定していますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 遅参届のありました加増充子さんが出席いたしました。

答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それではお答えします。新しい交通広場においては、多くの利用者が見込まれるバスやタクシーといった公共機関の乗降場を、広場内の駅の最寄りのアクセスしやすい場所に配置しております。そのため、荒天時や一時的な送迎時など一般車が利用してしまう懸念がございます。それら一般車の輻輳を回避するために、新しい交通広場の中央部にエレベーターを備えた一般車乗降場を新たに設けております。市としては、駅を利用する車両に対しましては、一般車乗降場への利用を積極的に促し、整然とした交通広場の維持に努めます。また、バス停やタクシー乗り場には駐車禁止を示す規制標識だけではなく、路面標示や案内板を施し、許可車両以外の停車を視覚的・意識的に防止できるような注意喚起をしてまいります。あわせて、取手警察署と現場状況を共有し、一般通行に支障が出るような事態になれば、迅速に対応できる体制を警察署とともに整えてまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。新交通広場が開通し、市民や利用者がラウンドアバウトに慣れ、新交通広場の特性をある程度認識するまでは、やはり事故が起こる可能性というのもあると思いますので、関係機関ともしっかり連携して周知をよろしく願いたいと思います。この件については以上です。ありがとうございました。

続きまして2項目め、災害対策について、伺ってまいります。1月1日に発生した能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げます。また、地震発生から2か月が経過した今でも避難生活を余儀なくされている方々には、一日でも早く日常が戻られることを願うばかりです。私は能登半島地震への対応に関する報道を見て、これまでの災害経験があまり生かされていないことを痛感しております。取手市の現状の防災計画についても見直す点があるのではないかという観点から、質問をいたします。能登半島地震の実態を見て何を感じていらっしゃるか、現在検討し直すべきと考えている



事項がありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。今、根岸議員おっしゃったとおり、元日に発生しました能登半島地震では、停電・断水のほか道路の寸断等により、避難所など被災者がいる場所や備蓄品をはじめとした必要物資が届けられないという現状を、各種メディアを通して目の当たりにしたところです。また、能登町にこれまで派遣した市役所の職員、7人の職員からも、避難所の状況や断水を受けてのトイレの状況、道路の寸断等苛酷な被災地の状況を、職員が撮影した写真等を交えて報告を受けたところです。能登半島と当市の置かれている地理的状況に違いはあるものの、同規模の震災が当市で発生した場合には、相当の混乱は免れないものと危機感を再認識したところであります。今回の災害で課題となった備蓄品の輸送についてですが、当市における現在の備蓄品の配置、保管状況について、改めて説明させていただきたいと思っております。主に分庁舎をはじめとして、12の施設に保管場所を設け備蓄している状況です。そのうち、指定避難所となっている施設につきましては、取手第二中学校、戸頭中学校、戸頭小——失礼しました、**取手小学校【「取手小学校」を「旧戸頭西小学校」に発言訂正】**、久賀小学校、旧取手西小学校、旧白山西小学校、旧小文間小学校と福祉避難所に指定されているウェルネスプラザの計8か所に備蓄倉庫を設け、物資を保管しております。また、分庁舎を除いて、それぞれの備蓄倉庫に保管している物資についても、例えば飲料水と食料のみ、段ボールベッドとパーティションのみなど、品目が分かれている形となっております。そのため、発災による避難所開設時は原則、物資輸送班がそれぞれの備蓄倉庫から必要物品を開設した避難所等に輸送する体制が基本的な形となっております。今後もこの体制により、備蓄倉庫から避難所に輸送する考えであります。改めてですが、道路の寸断など、震災時の混乱、物資輸送の遅延は想定される懸念事項ではあります。そのような中で、やはり災害時に自分の命を守るのは自分という自助の啓発を引き続き行っていきたいと考えます。具体的には、内閣府首相官邸ホームページや市ホームページ、取手市総合防災マップでも掲載させていただいておりますが、飲料水や食料を1週間分、最低でも3日分は各ご家庭で備蓄することを挙げさせていただいております。総合防災マップでは、さらに非常持ち出し品の例やローリングストック法についての説明も掲載しておりますので、防災出前講座等で引き続き啓発していきたいと考えております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今、総務部長おっしゃられたとおり、やはり今回道路が寸断されたり、自治体職員が想定した持ち場に駆けつけられなかったりといった事態が発生してきます。そして今、詳細を御説明あったとおり、現在、非常用の備蓄品というのは各避難所に配置してあるのではなくて、大きいところで8か所に倉庫を持っていて、災害発生時に職員がそこから指定避難所に移動させるという手はずになっているということなんですけれども、懸念事項とおっしゃっているとおり、やっぱり運搬ができるとは限らないと思う

んです。なので、各指定避難所に備蓄品を配置する必要があると考えているんですけども、それを難しい——難しくしている要因があればお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） 答弁のほうは斉藤次長のほうからさせていただきたいんですが、先ほどの私の答弁で1点修正させていただきたいと思います。指定避難所となっている施設に備蓄品を保管しているという答弁の中で、その施設名、旧取手西小学校と言うべきところ、取手小学校と申し上げてしまいました——旧戸頭西小学校と言うべきところ、取手小学校と申し上げてしまいました。訂正させてください。よろしくをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 議長は訂正を認めます。答弁を求めます。

総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。各指定避難所にも必要備蓄品をそれぞれ配置することについては、二つの課題があるかなというふうに考えてます。一つ目なんですけども、保管場所のスペースの問題がまずございます。例えばなんですけども、段ボールベッドは1台の梱包サイズが幅81センチ、奥行き26.5センチ、高さが27センチございまして、こちらは複数台保管することは非常に相当のスペースを要するものというふうに考えてます。それ以外にもパーティションであったりペットボトル入りの飲料水など、どうしてもかさばるものが多くございます。そのように考えますと、取り出しスペースも含めまして、1つの避難所に対し、おおむね学校の教室の半分くらいのスペースを要するということが考えられるのかなというふうに思います。備蓄品目や数量の増加に伴いまして、つい最近も備蓄倉庫として活用できる余裕教室——学校の余裕教室でございますけども、そういったものがないか、教育委員会とも協議を行ったところではあります。しかし、なかなかそういった適当な場所が見つからないというようなことがございました。

2点目なんですけども、主に食料や飲料水などの品質の管理が挙げられるのかなというふうに思います。当課においては、毎年、アルファ米を7,000食、2リットルの飲料水を3,000本を購入してます。アルファ米——飲料水については、今年度から15年、今まで5年保存だったんですが、15年保存のものに順次移行を開始しております。基本は、水、食料ともに5年間の賞味期限となっております。賞味期限を迎える前に自主防災会へ配布をし、新規の備蓄品との入替えを毎年行っているという状況です。毎年二、三か所の備蓄倉庫の備蓄品の入替えをしております。15ある中で二、三個——二、三か所を入替えしておりますが、かなり相当な労力を要するというのが現状でございます。多くの避難所で、毎年この入替え作業を行うということについては、現在、安全安心対策課の職員では——の配置ではなかなか難しいのかなという現状がございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 各避難——指定避難所に配置するためのスペースだったり労力だったり、管理の煩雑さというところは理解いたしました。特にとても今の職員配置では間に合わないというお答えでしたが、しかし市が担うべきことというのは、各種のコーディネーターとしての役割であって、その実働というものは共助として住民と協力すべきでは

ないかと考えております。ですから、平時に各指定避難所で開設訓練をして、その訓練の一環として住民がその備蓄品のチェックをすることが必要ではないかと考えております。実際、既に備蓄品を配置しているところがあるわけですね。そういうところから開設訓練と備蓄品の入替えというのをトライしてみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） 今、根岸議員がおっしゃったことを、我々も検討しないわけではないんですけども、課の中でもそういった話も出たことは事実ありますので、今すぐというわけではないんですけども、ちょっと調査研究してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） また、現在ホームページに掲載されているとおり、多数の民間企業や関連団体と災害時応援協定が結ばれていると認識しております。特に食料等調達について、物資協定などはどのように活用する想定ですか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。今議員ご紹介いただいたとおり、本市においては災害発生に備え、多種多様な企業との災害時応援協定を締結してございます。ちょっと大まかに分けると、一つ目が、災害時における応急復旧等のための人員、資機材の提供に関する業務応援協定、これがまず一つございます。二つ目が、食料、飲料水、その他資機材の提供に関する物資の協定、これが二つ目です。三つ目が、避難所、避難場所、応急仮設住宅等の提供に関する避難所・応急仮設住宅等に関する協定、これが三つ目でございます。四つ目が、情報発信・共有等に関する情報通信等に関する協定がございます。また、その他、自治体間の災害時相互応援協定もございます。食料の供給に関して、改めて東日本大震災の状況を確認してみました。協定の有無にかかわらず震災翌日に——13年前ですけど、大手製パン企業からの支援があったり、南相馬市からの避難者向けの食料として、市内のスーパーなどから弁当などを調達した経過がありました。そういった記憶を呼び戻しました。こういったことから、翌年には市内の食品スーパーとも協定を締結し、大規模災害時には流通備蓄といった観点から、協定に基づいた食料の提供をさせていただくことになりました。また、被災者への食料供給につきましても、地域防災計画、こちらにも位置づけされております。避難所に避難され、食料の調達のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が一定程度の人数規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続するおそれがある、こういった場合には、市の備蓄品であるアルファ米の食料を提供することになっております。さらには、市の備蓄食料に限りがある時は、弁当やパン類などの流通食の調達や炊き出しなどによる行い——炊き出しなどにより行う。災害が長期化するなど、炊き出しが可能な場合であっても【「炊き出しが可能な場合であっても」を「炊き出しが困難な場合であっても」に発言訂正】、スーパーマーケットや災害協定企業に注文することが実情に即すると認められる場合においては、当該企業から購入し配給すると、そういった計画にもなってございます。原則は、この計画に沿って食料供給が実施されることの——こととなりますけども、やは

り災害の規模であったり、その災害の状況も様々だと思います。そういったときにも柔軟な対応が必要であるかなというふうには認識しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 当市は6月に水害が、大きな水害があったんですけども、そういった形でこれまでの実績、活用した実績というのはあるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） お答えをさせていただきます。6月の2日の大雨の際には、市の商工会の青年会議所とか、そういったところからの炊き出しであったり、弁当の配布等を頂いておるという状況を確認しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。では次、今回の能登半島地震の災害対応で課題となっているのが、自主避難所と在宅避難者の把握です。そして、その方たちへの非常用備蓄品や食料等の供給だと考え——捉えております。自主避難者、在宅避難者から要請があった場合、速やかに支援できるような体制を準備すべきと考えますが、現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでお答えをさせていただきます。昨年の双葉水害のときには、保健師による居宅への訪問であったり、自治会からの要望による移動スーパーの配置など、各部署が連携して被災地の支援を行ったところでもございます。このような柔軟な行政の対応も必要かなというふうには認識をしておるところでございます。また、地域防災計画においては、ボランティア等に協力依頼する活動と——活動内容としまして、在宅避難者への食料供給の支援に関して記載がされているところでもございます。そのような現状の体制ではあるんですけども、やはり発災直後は、物流の混乱であったり人員の確保というのがかなり難しいかなというふうに考えてます。支援が行き届かないということも想定はされます。改めて防災の基本には、これは前から言ってるんですけども、自助、共助ということがあります。各家庭においても、1週間分の飲料水、食料の備蓄、最低でも3日分を用意していただくということを、我々も周知啓発をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今回、能登半島地震では、いまだに自宅とか自主避難されている方がいるということで、状況が全然違うとは思いますが、やはりそういうこともありますし、場合によってはその避難所に来られる方よりも在宅でいらっしゃる方が多かたたりする場合もあると思いますので、ぜひ御準備のほうをお願いしたいと思います。

次に、福祉避難所の対応について伺います。現在の運用としては、まず指定避難所で受付をして、その際、福祉避難所の利用が許可された後に、福祉避難所に移動することになっているということです。福祉避難所に直接避難を可能にするためには個別避難計画策定が必要と伺っております。現在の個別避難計画策定の状況をお伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。大規模災害時には、あらかじめ福祉避難所受入れ対象者が避難されることが予測されるため、遅滞なく福祉避難所を開設しなければいけません。そのような場合には、真に福祉避難所の利用が必要な方を福祉避難所で受け入れる必要がありますので、どのような方が対象者となり得るかなど、福祉部局と協議していく必要があると考えております。個別避難計画策定に向けての課題は多くありますが、誰が誰とどこに、どのような手段でどこに避難するか、これを定めるのが個別避難計画です。今申し上げた中で、どこに避難するかを選択肢の一つとして福祉避難所への避難が該当するものと考えております。なお、現在は社会福祉課にて個別避難計画策定のための前段階となる避難行動要支援者台帳の整理が進められております。こちらの台帳の登録者としましては、2月16日現在、941名の登録があるとのこと。この登録者のうち、地域の支援者等避難支援を行っていただく方が定まっている方や、市内に近親者がいる方が全体の58.3%、549人となっている状況です。今後は、この台帳登録者のうち、避難支援者がいない状況を解消していくとともに、地震が想定する避難場所や避難方法などの情報を収集し、優先順位を決め、順次、個別避難計画策定の取組を推進してまいりたいと考えております。なお、この個別避難計画に関しましては、今年度、防災や個別避難計画に関する知識や情報を持つタイムライン防災・全国ネットワーク国民会議事務局長をお招きしまして、関係各部署の職員が勉強会を実施しました。この勉強会ではそれぞれが持つ課題等について意見交換を行いました。今後、ケアマネジャーや福祉関係事業所の職員を交え、このような勉強会や研修会を重ね、モデル地区等を選定した取組など、庁内関係各部署と協議しながら策定に向けた準備を進めていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では引き続きよろしくお願ひしたいと思います。次に、女性に配慮した避難所に運営についてもお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。災害時避難所での女性の配慮等は、メディアでも取り沙汰されているように、重要な課題であるというふうに認識をしております。当課においては、令和3年度になりますけれども、市民協働課の男女共同参画係の協力を得まして避難所運営マニュアルの改訂を行ったところでもございます。その中に記載があるものとして、一例を申し上げたいと思います。女性向けの日用品等の配布は、女性トイレや更衣室などの女性専用スペースで行う、また女性担当者が配布するなどの配慮をするというのがあります。続きまして、避難所の運営に当たりましては、男女双方の意見を吸い上げる体制づくりが必要となるため、構成員の配置には女性メンバーの配置を考慮するといったようなものが記載をされました。女性目線に立った避難所運営を行うための追加を行ったところでもございます。避難所開設が長期化する場合等に御協力をいただく自主防災組織にも、このような考え方を周知するために、令和5年度自主防災組織連絡協議会の際に、市民協働課の職員が作りしました、男女がともに支え助け合う地域防災体制づくりに向けてというパンフレットを配付をいたしまして、その説明を行

ったところでもございます。女性目線での避難所運営につきましては、大規模災害が発生する都度、課題となる部分だと認識しております。引き続き周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。いろんな角度からお伺いしてきたわけですが、やるべきことは本当に山積みなんですよね。全てを市の職員で賄うことは到底できないわけです。災害が起こった場合、やはり地域力に頼らざるを得ません。適切な情報提供と日頃の訓練により市民の当事者意識を醸成することが鍵となります。そのためには、指定避難所ごとの開設訓練が有効であると考えます。レジャー的な要素を加えれば、子育て世代や子どもたちの参加を見込むことも可能だと考えております。開催には知恵を絞る必要があります。先ほども、庁内で——課内でそういう検討をしているというお答えだったんですけれども、もう一度お伺いします。避難所開設訓練を地域ごとに提案し、実施することにより、当事者意識の醸成が図れると考えますけれども、開設訓練の開催予定やその開催方法について、もう一度お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。根岸議員おっしゃるとおり、避難所開設訓練などは、当事者意識を醸成するものとして非常に有効なものだというふうに認識しております。ここで、過去の訓練、過去数年の経過を説明させてもらいたいと思います。まず、令和2年度でございますけれども、全国的に新型コロナウイルスに対する警戒が強まる中で導入を検討していた避難所用のパーティションのサンプルを借りまして、取手二中武道場において展示をし、各自主防災会や議員の皆様にお声かけをさせていただき実施をしました。翌令和3年度は、実際導入したパーティションや感染症対策備品を活用した避難所開設訓練——こちらは旧白山西小学校——これ前田建設と、藤代小学校体育館、この二つの二会場として、近隣の自主防災会、議員の皆様にも御参加をいただき、避難所班の訓練も兼ねて開設訓練を実施したところでもございます。令和3年度末には、翌年の水防演習がございまして、展示の映像撮影を兼ねた避難所開設訓練を井野団地自主防災会に御協力いただき、取手小学校を会場に開催したこともございます。令和5年度の今年度は、自主防災組織連絡協議会において、訓練実施希望のアンケートというものを調査を行ったところでもあります。手の挙がった地域での訓練実施を検討しておったんですけれども、6月の双葉の水害を受けまして希望に沿うことができなかったところでもあります。しかしながら、先月2月3日には、双葉の——双葉地区の自治会・自主防災会、さらに避難所の受入れ側の自主防災会——小文間地区でございましたけれども、5つの自主防災会にも協力いただき訓練を実施したところでもございます。令和6年度——それで質問の今後の訓練というお話なんですけれども、令和6年度は、各自主防災会、また希望調査の実施を検討しているところではありますが、どうしても手の挙がる自主防災会は、防災活動に積極的な組織に偏ってしまうという傾向も見られます。例えば、2年任期で持ち回りとなる自主防災組織連絡協議会、これ幹事会12の組織がありますけれども、そちらに任期内に少なくとも1回訓練に参加していただくなど、より多くの地区での訓練を体験して

いただくような働きなどを——働きかけなどを行ってまいりたいというふうに考えております。開催に当たっては、参加自主防災組織とあらかじめ綿密な打合せを行い、根岸議員からも御提案いただきました、子育て世代であったり子どもたちの参加というのを促せるよう、そういった仕掛けについても市民目線の意見を伺いながら計画してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 防災・減災には、やはり市民一人一人の心の準備が必要と考えます。まずは防災・減災について考える時間、体験する時間を確保することが重要です。その機会を行政側が提案、提供し、市民が協力参加して実践する、そういったことを地道に繰り返す、参加者を増やすということにチャレンジしていただければと思います。発信を一生懸命してるけれども、受け取ってくれる市民が少ないというお話を、どこの部署でもどんな事業でもよく伺うんですね。市民にアプローチする一つの方法として、ぜひ実践を積み重ねていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、双葉地区の内水被害対策について、お伺いします。12月議会でも質問をしたところなんですけれども、その後の進捗や今後の取組については、久保田議員の一般質問への答弁がございました。映像のほうお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） この1、2、3、4、5と書いてあるのは、久保田議員への御答弁のときにあった浸水検知システムの設置場所、それから、これまでに勘兵エ堀のここのかさ上げ工事を昨年度して、今年度はこの先、こういうふうにさらに9月補正予算でかさ上げ工事をして完了しているようです。で、先日の久保田議員への御説明では、ここから——ここからここまでの勘兵エ堀と大夫落の間の連絡水路、それから、この大夫落の排水路についても、令和6年度で予算をつけて工事をする予定だということをお伺いしております。いずれも外側から双葉地区への雨水の流入を防ぐ手だてというのが、今のところ立てられているところと理解しております。私が12月議会で御説明したこの双葉一丁目・二丁目の境、ここです。ここに集中する雨水をどうやって排出するかの手だてについても、もう少し詳細に御答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、前野 拓君。

〔建設部長 前野 拓君登壇〕

○建設部長（前野 拓君） それでは、根岸議員の御質問にお答えいたします。ただいま御案内ありました浸水検知システム、来月4月から運用を開始されるわけですが、双葉地区5か所の浸水検知システム、このシステムのセンサーから発信される情報により、双葉地区の中で最も早く冠水が発生するエリア——その特定であったり、あるいは冠水した水が路面から20センチの高さ、ここに到達するまでに要する時間、そういったものに関しましても、おおむね把握できるようになると今期待をしているところです。御質問のありましたゲリラ豪雨等により双葉一丁目と二丁目の境目を中心とした内水氾濫時の対策、これについてですけれども、冠水や浸水の状況把握のため、今言いました浸水検知センサーから得られる情報、そのほかに国道交通省設置の雨量計、あるいはほかの自治体で

設置している雨量計、そういった観測地などの情報を収集しまして、当該エリアにおける実情に即した有効的な対策、これについて今後、慎重に判断してまいりたいと考えております。また、双葉一丁目と二丁目との境目を中心としたエリアにおいて、すぐできるゲリラ豪雨対策、これについてですけれども、浸水の規模にもよるんですけれども、可搬式排水ポンプ、今年度新たに2台購入いたしました。こういった可搬式排水ポンプを用いた排水作業も有効な手段の一つであるというふうに考えております。可搬式排水ポンプの設置に関する詳細等につきましては、この後担当課長のほうから答弁させていただきたいと思っております。以上です。

〔建設部長 前野 拓君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいま部長からご答弁申し上げました補足ということで、御答弁させていただきたいと思っております。先日、久保田議員の一般質問でも答弁させていただいておりますとおり、降雨の状況、それから浸水の状況、そういったものを確認しながら現場での——現場対応とはなっておりますけれども、双葉第一ポンプ場、こちらにつきましては、双葉一丁目、二丁目の雨水の流末となっております。さらには大夫落排水路にも近いことから、ポンプ場付近にごございますマンホール等からの排水作業も、住宅地の浸水対策には有効な手段と考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今、御説明があった第一ポンプ場の——資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） 第一ポンプ場のところのマンホールから可搬式ポンプというのが、ここが第一ポンプ場で、こちらから排出すると、可搬式ポンプをそこに設置するというお話だったんですけれども、第一、第二ポンプ場を合わせた排水能力というのは、約——約ではなくて5台で毎分145.8立米ということです。可搬式のポンプは、先ほど確認したところ毎分1.7立米ということで、非常に小さいですよ、やっぱり。それを1台、2台というところで設置して、どれだけというところが非常に疑問です。私、昨日視察をしてまいりました。それでやはり12月の議会のときも説明申し上げたんですけれども、ここから直でここに貯水池造るのはどうかというお話をさせていただいたんですけれども、やはりここが必要なのではないかと改めて認識してまいったところでございます。ここ田んぼなんです。でも、直接この本当に——この通りを出て緑道を行った、そこんところというのが、今、貸し農園になってまして、田んぼを作っていないんです、ということも確認してまいりましたし、もう本当に必要であれば田んぼをお借りして、本当に1メートルでもいいから下げて、そこに防水シートを張って、とにかくそこに一旦水を流すということも、本当にそこを真剣に考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。浸水検知システムのほうのお話なんですけれども、冠水情報ゲーターというのは、今伺っているところでは、庁内のみで共有するとされているそうでございます。今後、住民向けやウェブ上などで公表する予定というのはあるんでしょうか。



○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。その浸水検知システムの情報の流し方なんですけども、やはり今、根岸議員おっしゃったとおり、まずは庁内関係部署で共有させていただきたいと思います。当然、避難を伴うような災害に発展するようなことが予想されれば、災害応急処理本部、災害対策本部ということで組織が設置されます。当然そこにも情報が来まして、関連するメンバーのほうには共有されるわけなんですけど、その本部のほうで決定し、この内容、その対応について決定して避難を出し——避難指示を出しましょうであったりとか、住民のほうに周知しましょうということで決まった場合には、例えばですけど、双葉の地域の皆様に、今このような、例えば浸水 10 センチになってます、20 センチになってます、本部としてはこのような対応をする予定で今進めておりますということを、住民の方たちに、例えば、自治会であったり自主防災会の皆様を通じて情報は流していきたいなと思っております。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 何度も申し上げますけれども、双葉地区は直近5年のうちに3回、床上浸水を被っていらっしゃる方がおります。車が2回廃車になって、また、修理もまたさらにしたという方も、事例も伺っています。6月の災害では国の災害救助法が適用になりましたので様々な支援策がありましたが、ほんの一部の助けにしかになっていないことというのは、もう御承知だと思っております。本当に相当の財産を皆さん失っていらっしゃるということです。また、心の傷を負った方もいらっしゃいます。激しい雨が降ると恐怖で固まってしまうお子さんもいると聞いています。このような情報は市に届いてますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、鈴木文江さん。

○総務部長（鈴木文江君） お答えします。やはり今、根岸議員おっしゃったとおり、そのような不安を抱える住民の方たちがいるということは、その状況をお知りになった地域住民の方から心配された声として、私のほうに届いております。当然私のほうとしましては、お子さんに関しましては教育委員会のほうにつなぎまして、心のケアとしまして学校現場でスクールカウンセラーが相談に乗るなど対応していただきました。また、ひとり暮らしの高齢者の方や日中独居の方に関しましては、保健センターや地域包括支援センターのほうにつなぎまして、訪問していただき状況を確認した上で、適切な対応をさせていただいたところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。本当に雨の季節はすぐやってきます。もうこれ以上の負担には耐えられない状況となっております。災害はまだ収束していないということ認識していただきまして、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。この質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（齊藤理昭君） すみません、私先ほどの答弁の中で、ちょっと誤って言ってしまったことがありますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。被災者への食料提供につきましては、災害が長期化するなど炊き出しが困難な場合であってもというところを、炊き出しが可能な場合であってもと発言してしまいました。訂正をお願いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 議長は訂正を認めます。

根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、最後の項目に参ります。かたらいの郷についてです。かたらいの郷は令和4年4月から現在の開館時間に変更されましたが、その後も途切れることなく開館時間を延ばしてほしいという市民の声が続いております。施設整備の老朽化、ランニングコストの値上がりなど厳しい状況は理解いたしますが、多世代交流を第一の目的にしたこの施設を、今後どのように活用していくのか、どのように市民生活に寄与していくのか、再度しっかり検討するべきと考え、質問をいたします。1月に市内の民間入浴施設が閉店しました。その影響も含め、現在の利用状況をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

〔福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○福祉部長（彦坂 哲君） それでは、ただいまの根岸議員の御質問に答弁いたします。現状についてということですので、まず現状からお話しさせていただきます。取手市立かたらいの郷は、世代間の交流と高齢者の生きがいの増進を図るために平成8年に設置され、今年で28年が経過しております。施設には、大浴場、大広間、リラクゼーションルーム、研修室、クッキングサロン、交流広場などを備えており、現在、管理は指定管理者により行われております。利用時間は、施設のオープンが午前9時、大浴場の利用は午前10時から、利用終了時間は午後5時となっております。なお、7月から9月の夏季にかけては、利用終了時間を午後7時までとしております。休館日は毎週月曜日と祝日、また年末年始も休館となります。

もう一つ、先ほどの昨年1月の市内民間施設の入浴施設、こちらの閉店による影響ということなんですけれども、令和6年1月のかたらいの郷の入浴利用者が1か月で3,996人でした。これはちょうど1年前の令和5年1月の利用者3,665人と比較しますと、約9%のアップとなります。参考までの数字ですが、かたらいの郷同様に大浴場のある老人福祉センターあけぼの、さくら荘につきましては、あけぼのが前年同月比で約42%アップ、さくら荘が前年同月比で16%アップしていることを確認しています。この結果についてですが、市内入浴施設の閉店がどの程度影響しているか、こちらについては正直不明ではございますが、3施設ともに前年同月比で利用者が増加している、このような状況となっております。以上です。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 一つ申し上げておきたいところなんですけれども、5時の閉館ということと、7・8・9月は7時の閉館というお話だったんですけれども、実際入浴自体

は5時の閉館ですと4時半までに上がるようにと言われ、4時までに受付を下さいと言われ、同じように7時の場合は6時までに受付を済まして、6時半までには必ず上がるようにという運用になっているわけですね。非常にそこを利用者の方は不便を感じていらっしゃるというか、御不満があるということだけお伝えしておきます。先に行きます。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらがかたらいの郷の指定管理料と利用状況の推移を表したものです。見ていただきますと、指定管理料は——平成何年でしたっけ、時間を短縮した際は3,480万円の指定管理料だったんですけども、令和5年度予算で4,293万8,000円、そして令和6年度の予算は4,297万9,000円となっております。閉館時間は短縮したんだけども、指定管理料は800万円程度高くなっているということですよ。見ていただきますと、利用人数の推移が下の折れ線グラフ、そして右側は1日の平均利用人数推移になってますので、令和2年、令和3年——令和元年の最後のところから令和2年、令和3年はコロナ禍で入浴の開催日時というのも減っていますし、その後あまり回復してないというのも、この状況から見てとれると思います。こういったことから、指定管理料の変化と運営状況についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。かたらいの郷については、現在の指定管理期間が令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。令和2年度当初指定管理料については、根岸議員ご指摘の毎年3,400——失礼しました。毎年3,480万円という規模が想定されておりました。令和2年度から令和4年度については同規模の当初予算が計上されておりました。しかし、長引くコロナ禍による利用者の減少、またそれに追い打ちをかける燃料費を含む物価高騰の影響から、令和5年度当初予算では4,291万円、令和6年度当初予算案では4,291万1,000円を計上しております。まず、利用者の減少について御説明いたします。令和元年度の入浴利用者の実績は、約5万4,000人でした。この実績を基に令和2年度以降の指定管理については試算されていると捉えております。しかし実際は、コロナ禍の令和2年度は約2万7,000人と、想定の——から半減いたしまして、令和3年度・4年度についても、4万人から4万1,000人と、コロナ以前の7割ほどに落ち込んでおります。利用者の減少により試算されていた収入が減となったことが、指定管理料増額の要因の一つでございます。また次に、光熱水費の増額について御説明いたします。令和2年度当初に想定されていた、かたらいの郷の年間収支の光熱水費は1,726万円でした。しかし、昨今の光熱水費の上昇を受け、令和6年度当初予算案においては、指定管理料における光熱水費を2,177万円と試算しております。この光熱水費の上昇が指定管理増額の要因のもう一つでございます——となっております。以上の2点が令和4年度、5年度の当初予算、また令和6年度当初予算案に指定管理料——指定管理機関開始当初よりも、指定管理料が増になった理由となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） もう一度資料をお願いします。

[8番 根岸裕美子君資料を示す]

○8番(根岸裕美子君) 今ご説明していただいたとおり、入浴施設の利用……

[チャイム音]

○8番(根岸裕美子君) (続) 人数ですとか、1階の貸し館事業というのは、コロナの——減少を盛り返して——盛り返すことができない状況だと理解しております。せっかく自主事業もされているということなんですけれども、全然アピールが足りてないと思うんですね。ホームページを見てもイベントの予定も掲載されていませんし、利用を増やすためにはもうちょっと工夫が必要かなと考えております。何をしているかをもっとお知らせする必要があります。また2階スペースの活用というのをもっと進めて、利用者拡大につなげることが可能ではないかと考えております。自主事業の拡大というところはどのような状況でしょうか。

○議長(岩澤 信君) 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長(秋山和也君) お答えいたします。かたらいの郷の施設——指定管理者は施設の管理のほかに自主事業を行っております。コロナ禍におきまして、この自主事業も縮小化しております。コロナ禍以前の3分の2に減少したというように捉えております。また、先ほど御指摘のPRの件に関しましても、取手市の公式ホームページに公の施設として紹介するとともに、指定管理者によります独自のページも設定されております。この点に関しましても、今後、指定管理者と協議しながらボリュームアップを考えていこうと思っております。

○議長(岩澤 信君) 根岸裕美子さん。

○8番(根岸裕美子君) 現在の指定管理は令和6年までということで、更新時期を迎えます。次の指定管理に向けても、このまま現状維持で推移を見守っていくのか、今後もっと広く市民が利用できる場、高齢者の憩いの場、健康増進の場としてある程度でこ入れをしていくのか、判断すべきときが来ているのではないかと考えますが、今後の在り方についてお伺いします。

[チャイム音]

○議長(岩澤 信君) 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長(彦坂 哲君) お答えいたします。先ほどもお答えいたしましたが、かたらいの郷ができて28年が経過しております。当初の設置目的の実現を目指しながらも、時代の価値観の変化に合わせていく必要がある、これは我々も考えております。引き続き、指定管理者、また担当課とともに、御利用になっている皆さんのお声に耳を傾けながら、利用者のさらなる増加、そしてコロナ禍前までの回復を目指して、施設の運営にしっかりと当たってまいりたいと思います。以上です。

○議長(岩澤 信君) 根岸裕美子さん。

○8番(根岸裕美子君) 公共施設マネジメントの観点からも、方針をしっかり打ち出すべきと考えます。これからも福祉厚生委員会でさらに掘り下げて扱っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

続いて、落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 公明党の落合信太郎です。今期4年間、どうぞよろしく願いをいたします。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。初めに、災害対応についてです。危機管理室・危機管理監の設置であります。公明党取手市議団は一貫して推進を繰り返し質問を重ねてまいりました。昨年も染谷議員が質問いたしました。内閣府管理監として国の様々な危機の対応に当たってこられた伊藤哲朗氏は、激甚化する自然災害に対する危機管理の心構えとして、危機管理の基本的な考え方、1つは危機管理の事前対策（リスクマネジメント）、もう1つが危機発生時の緊急事態対処（クライシスマネジメント）、2つの概念があると指摘しております。昨年、台風2号で甚大な被害がありました。幸いにして——失礼しました。甚大な被害がありましたが、限定的な地域であったこともあり、新市長の下、市の職員さんも一致団結をし災害復旧に当たられたことを、本当にお疲れさまでございました。とは言いましても、厳しい意見ではありますが、危機管理の事前対策（リスクマネジメント）の想定が少し甘く、双葉地区の内水氾濫による初動が遅れた原因もここにあったのではないかと考えております。国もそうですが、本市も残念ながら災害が起こって初めて次の同じような災害に備えるための整備が行われる。これが現状であります。また伊藤氏は、「起こりうる危機は何か、起こり得る危機の想定とその危機についての事前対策は、危機が発生する前に終了しておかねばならない」と。改めて本市は、国内最大級の流域を有する利根川と、暴れ川の異名を持つ一級河川、小貝川が合流する地形的な観点、過去の風水害の歴史的観点から、また災害大国日本、地震・台風はもとより、地球温暖化から地球沸騰化の時代が到来し、年々想定外の災害が懸念される観点からも、これら全ての災害予測、教訓を生かした人材育成、本市に最大級の災害が発生した場合、伊藤氏いわく、「自治体の危機対応では、全体で30分野、約400項目の業務。危機発生段階で、将来の業務のすべてを見通すことができるか」と、リーダーの育成と組織づくりの観点からも、本市には危機管理室・危機管理監の設置は必須であると考えますがいかがお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、落合議員の御質問に答弁させていただきます。危機管理監の導入についてという御質問です。危機管理監の導入につきましては、阪神淡路大震災を契機に、東日本大震災や集中豪雨等による水害など、大規模な自然災害が全国で相次いでいることから、導入を行う自治体が増えている状況です。このような専門職員の導入につきましては、以前の議会の中でも答弁させていただいてるところではございますが、取手市としましては、市長のリーダーシップの下、市の職員をはじめとし、茨城県・水戸地方气象台・各河川事務所など、関係機関との連携を密に図りながら災害対応に当たっていきたくと考えておるところでございます。しかしながら、今後当市における危機管

理監等の専門職員の必要性につきましても、実際に導入を行っているほかの市町村の状況や実績等を踏まえながら検討し、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ありがとうございます。ぜひ引き続きの検討をよろしく願い申し上げます。

次に、2月3日の住民避難・避難所開設訓練を終えて、その所感と今後の展開についてお聞きします。当日は多くの議員の皆様とともに、我々、公明党市議団も訓練に参加をいたしました。今回の訓練概要、高齢者等避難発令に伴い、双葉地区に貸切りバスを派遣し、高齢者等の避難輸送を実施をいたしました。訓練の重点項目として、内水氾濫を想定した避難発令及び住民避難訓練、災害時における避難輸送等に関する協定に基づく避難輸送訓練等がありました。初めての訓練でありましたが、おおむねスムーズに行われたのではないかと、そういう印象を持っております。平時から住民の皆様には、マイ・タイムラインで避難行動を事前に確認し、早め早めの避難行動をする、これは大前提であり、これは今後徹底を図って周知を図っていかなければならないのですが、私の知り合いの方で、浸水想定区域にお住まいの——区域にお住まいの藤代地域の高齢者の方から、風水害などの災害が発生時に避難指示が発令されても、免許を返納し移動手段がなく、ましてや土地勘のない高台の避難所まで移動は大変だとのこともお声も聞いておりました。今回の訓練はそのような方たちへの一つの移動手段の選択肢として、高齢者等の災害時の逃げ遅れを防ぐ効果的な取組であると思っております。また、この災害時に自力避難が困難な方への支援として、今、民生委員・児童委員さん、それぞれの地域で避難行動要支援者宅を一軒一軒訪問し、自主防災会、自治会、市政協力員さんなど、地域のリーダーと協力して、災害時の避難に備える地道な活動をしております。国も進める個別避難計画推進の一助になるのではないかと期待しております。また、それぞれの地域の実情に合った避難訓練にも大変有効かと思いますが、今回の訓練を受け——終えての、その所感と今後の展開についてお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。久保田議員や根岸議員への答弁とも一部重複するところもありますが、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。2月3日に開催をいたしました、住民避難・避難所開設訓練においては、双葉地区の住民を対象としまして、6月——昨年の6月2日から3日にかけての双葉地区の大雨浸水被害を受け実施したものでございます。今回の訓練においては、令和4年に締結しました、災害時における避難輸送等に関する協定に基づきまして、市内の貸切りバス会社に御協力いただき、双葉団地から旧小文間小学校まで、避難者のバス輸送を行ったところでもございます。また、小文間地区の5つの自主防災組織にも御協力をいただきました。避難者の受入れにおける——受入れにおける受付、誘導、資材等の展開等の訓練も同時に行ったところでもございます。こちら議員のほうにも参加をしていただきました。

ありがとうございました。バスによる輸送訓練や、自主防災組織による受入れ訓練につきましては、今回、先ほども答弁しましたが、初めての訓練でございましたが、参加者の方からアンケートを取って、いろんな意見がございました。御紹介したいと思います。「有意義な訓練であった」「参加してよかった」「避難指示が発令されてから避難を開始する流れ、そういったものをイメージすることができた」というような御意見をいただいたところでもございます。今回の訓練を踏まえて、課題点や改善点、こちらも見えてきておりますので、そういったところも検証して、今後の防災対策に生かしていきたいというふうに考えております。

また今回の訓練では、双葉地区の方を対象に行いました。今後はほかの地区においても同様に実施をしていきたいと考えているところではあります。引き続き自助・共助の重要性をさらに地域の皆様にも周知をしていきたいと考えておるところでもございます。また、避難行動要支援者の個別避難計画の策定につきましては、これは努力義務となっております。災害が多発する中で重要な課題であるということは十分に認識しております。今回のようなバスによる避難輸送、避難行動要支援者の避難方法の確保に向けた、一つの手段で——手段となるかについては、今後、検証していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） ありがとうございます。今後はしっかりと関係団体の皆様への周知と充実の徹底を、ぜひしっかりと図っていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

次に、双葉地区の防災無線の状況についてお聞かせをいただければと思います。私は2月3日の訓練は、双葉地区から参加をさせていただきました。当日は、防災無線による放送がされた後に、住民の方たちが用意された貸切りバスに乗車をして移動する模様も、私、拝見をさせていただきましたが、その際、防災無線が全く聞こえませんでした。地元の自治会長——自治会の方からも、全然聞こえなかったよねと。これ前々から取手市さんのほうには、場所によって聞こえないところもあるので、ぜひその辺の改善をお願いしてるんだということで、私もその課題の共有をさせていただきました。そこにいた担当、いらっしゃった職員さんも「はい、検討します」ということでおっしゃっておいりましたので、その後の状況についてお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。双葉地区の防災無線の設置状況でございます。現在、双葉、2か所を設置をさせていただいております。1か所目が双葉第1児童公園、この公園内です。もう一つが、双葉第2児童公園、こちらの2か所に設置をしている状況です。この前の訓練のときに全く聞こえないということがありましたので、無線の業者と、我々も実際その現場に行ってちょっと聞いてみたんですけども、ちょっと聞こえないというところがあったようです。二つの防災無線の、例えば位置関係も大変近いということもございまして、聞こえづらい箇所もあるのかなというふうに思います。対策としては、2か所のうち1か所を別の場所に移設をするのか、もしくは

新たにもう1か所設置をするのかというのを含めまして、設置する場所、費用などを含めまして、防災無線の保守点検委託業者と、今、調整をまさにしているところでございまして、引き続きそれは進めていきたいというふうに考えております。また、天候であったり、風向きによっても防災無線が聞こえない、聞こえづらくなるという状況はあるかなと思います。防災無線の整備と並行しまして、これは令和2年から防災ラジオの運用も開始をしております。そういったラジオの運用といいますか、周知のほうも、双葉自治会の皆さんや双葉自主防災会にも、いろいろな場面場面で周知啓発を行っていききたいというふうにも考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 分かりました。ちょっと特別な地域でありますので、力入れて、周知の徹底のほうよろしくお願いをしたいと思います。最後に、止水板設置補助金の創設について質問させていただきます。これは今回で2回目の質問となります。今回さらに地球温暖化による激甚化・頻発化が進行しているこの出水期、日々のゲリラ豪雨はいつどこで発生するか想像もできないような状況であります。今、取手市の排水対策の状況なんですけれども、抜本的な対策としては、相野谷川ですとか北浦川・西浦川の県の事業を今待っているような——拡幅工事を——状況なんです、なかなか進捗がスピーディーに行っていないような状況で、こういった状況下でまた今年も台風シーズンを迎えるということで、どうしたらいいんですかというような市民の方たちからの悲痛なお声もいただいているところでございます。そのような現状もお伝えしつつ、ある程度自衛の措置ということで、土のうですとか止水板を使った、本当にお宅、いろんなお宅があるんですけれども、ちょうど玄関のところだけ空いていて、あとはブロック塀で囲われているようなお宅ですの——でしたので、今、止水板というのが普及しているんですよ。で、普及——止水板シートというのでも今進化をしてくるまで、土のうとかですと1袋20キロぐらい、男性でも、そういう土のうで水を止める作業というのは時間がかかりますけれども、今、ある程度の施工業者、そういったものを設置すれば、女性でも1分ほどでそのシャッターを設置することで水の侵入を防ぐことができるということで、そんな御案内もさせていただいてまして、他市町村では、今こういった状況ですので、それに対して補助金を交付してる自治体がどんどん今広がっておりますので、ぜひ——双葉地域では、今回様々な対策が取られましたが、ほかの地域にも、今回浸水によって、例えば農機具が浸水してしまった方ですとかいろんな、先ほども車が浸水してしまった等あるように、やっぱりそういった方たちにも何か手だてはないのかということでこの質問を、再質問をさせていただきましたが、その辺の御見解をお聞きできればと思っております。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。止水板の設置補助金の創設についてというところから、答弁をさせていただきます。止水板設置の内水対策に関する工事費用の補助につきましては、茨城県内では日立市、千葉県においては我孫子市や柏市で、それぞれ同様の助成制度を設けているということを確認をさせていただきました。内容としましては、日立市の場合、防水板の設置工事について30万円



を限度額としまして、対象経費の4分の3を助成するといったものです。我孫子市では、止水防止——止水防水工事について30万円を限度額とし、対象工事費の2分の1を助成というものです。柏市においては、止水板の設置工事について、50万円を限度額とし対象工事費の2分の1を助成するという、こういったことが聞き取りで分かりました。このような助成制度の導入については、取手市の財政状況や市民に対する公平性の観点など様々な課題があるかなと思います。止水板の設置における効果というのも、ちょっと聞いてみたんですが、一定程度の被害軽減が見込まれるとは思いますが、その時の雨量であったり冠水状況によって異なってくるということが考えられるのかなというふうにおっしゃってました。近年、激甚化している水害において、止水板の高さを超える量の降雨であったり冠水状況であれば、被害は発生してしまう可能性はあるかなというふうに思っております。しかしながら、各自治体ともなかなか、こういった実績がなかなか見られないといいますか、効果というんですかね、効果が見られないというふうなお話がありました。この助成制度における効果の把握までは難しいという状況であったんですが、さらに調査研究はしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ありがとうございます。私の知り合いの方も器用な方がいて、ちょっと落合さんに言われてちょっと作ってみたいということで、毎回そのエリアは用水路脇の道なものですから、浸水被害に悩まれている方なので、ぜひその辺の効果を注視していきたいなど。いずれにいたしましても、取手市はもう本当に今、大変注目をされてきておまして、いろんな方たち、今、引っ越し、宅地造成も進んでおります。そのエリアは本当に浸水想定区域内のところですね——ところにも今盛んにつち音というか、されておりますので、毎回、この出水期にこういった質問をしなくてはならないあれですけども、ぜひ、市職員さんも全力で取り組んでいるとは思いますが、共々に本当に安心安全なまちづくりを目指して進んでまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げまして、この質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、子育てヘルパー派遣事業について、質問させていただきます。これはどういった事業かといいますと、子育てヘルパーが家事などをお手伝いをしますと、例えばこれ、さいたま市さんなんですけれども、さいたま市に住民票があり、午前9時から午後の5時まで、ほかに家事または育児を行う者がおらず——DVから避難している等の事情がある方は不要だそうなんですけれども、妊娠中、1歳未満の乳児を養育している保護者、流産または死産から1年以内で体調不良のため家事等が困難、1歳から小学校6年生までの児童を養育しているのが——しているが、体調不良のため家事等が困難な保護者を援助する事業であります。例えば、食事の準備・後片づけ、衣類の洗濯、補修、清掃、整理整頓、生活必需品の買物などを行います。育児援助として、授乳、おむつ交換、沐浴などのお手伝い・補助、適切な育児環境の整備などを行っている。そういったサービスを行っている自治体が、今もう大変増えております。このお話を、取手市で子育てをされているお母様からいただきました。もう既に子育てを終えたお母さんたちからも、もし本当に私が子育て中に

こんなサービスがあったら本当に助かったわというようなお声もいただいているところがございます。あとこれ、石巻市さんの取組でございます。これも「使ってみるっちゃ！育児ヘルパー事業」ということで、気軽に使ってみるっちゃと。これには育児ヘルパーを利用された方のお声も掲載されております。「お手伝いに来て頂くことで、とても気が楽になり、利用して良かったと思いました」「初めての育児で家事まで手が回らなかつたりで大変助かりました」「みなさん優しく、頼もしく、笑顔に助けられました。本当にありがとうございました」という、様々な利用してよかったというお声が掲載をされております。取手市でもこういった子育てを——のお母さんたちを支援する取組があるかと思いますが、その辺のこの子育て派遣事業についての御所見をお願いしたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

〔福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。当市における子育てヘルパーに関しましては、先ほど御紹介がございましたが、広く多くの皆様にお気軽に御利用いただける制度としてではなく、児童福祉法第6条の3第5項に規定される養育支援訪問事業、こちらの規定に基づきまして取手市養育支援訪問事業実施要綱を定めておりまして、この中でのホームヘルパーの派遣につきましては、取手市養育支援ホームヘルパー派遣事業実施要領にて必要な事項を定めております。これは先ほども申し上げた、児童福祉法第6条の3第5項に規定される養育支援訪問事業のうち、居宅介護事業所等に委託しまして、ホームヘルパーを訪問支援員として派遣する事業でございます。この対象家庭なんですけど、養育支援訪問事業の趣旨に鑑みまして、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦の方、そういった御家庭や親が子どもや養育に関する知識が不十分であることなどから、不適切な養育環境に置かれ虐待などのリスクを伴う児童等を含む御家庭を基本としていることに加えまして、これらによって派遣事業を実施することで、養育環境の改善が見込まれる御家庭、こういったところを対象としております。取手市の現状としましては、このような対象家庭への支援を検討する中で、対象家庭の状況を把握し、利用し得る資源を本事業によるヘルパー派遣だけに限定せず、ほかの制度も含めて対象家庭に有用な支援や事業はないか、こういったことを検討しまして、庁内の関連部署で連携した状況で、例えば、障がい福祉サービスの居宅介護の御利用につなげたり、社会福祉協議会の在宅福祉サービス、こういったものを御紹介するといった対応を図っております。現在までにこの本事業については利用実績というものはございません。このような中、令和6年4月1日より施行される改正児童福祉法におきまして、この養育支援訪問事業の派遣事業に相当する部分が、従来の養育支援訪問事業から切り離して、別事業である子育て世帯訪問支援事業となることになっております。今後の本事業の運用につきましては、これら最新の情報を収集しながら検討してまいりたい、このように考えております。以上です。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遅参届のありました細谷典男君が出席いたしました。

落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） ありがとうございます。関係機関と連携して、子育てしているお母さんたちを様々サポートしているというのは分かりました。今回の2024年取手市未来創造プランでも、この政策の3で「未来をつくる世代を育むまちづくり」ということで、「あらゆるステージにおいて、母子の身体的健康を守るとともに、子育てに関する心のケアも充実させて、安心して子育てができる環境整備を進めます」と。ぜひ子育て世代や子どもへの切れ目のない支援体制の構築の充実を図っていただきたいというふうに思っております。

これは内閣府からのアンケート調査なのですが、「人生のスタートを孤立させない」ということでこのようなアンケートがございました。子育て家庭の孤立ということで、あるお母様の声なのですが、「頼れる人のいない土地。子どもにつきっきりの長く心細い一日。ろくに家事もこなせず、うつろに考え込む。自分の存在は一体何の価値があるのだろう。孤独感が高まるにつれ、自信を失っていった」等というような意見がありました。私もあるお母様から、この取手御出身の方なのですが、御主人の転勤によって身寄りのない地域で子育てをしていたときは、本当に苦勞したというようなお話もお聞きをしておりました。やはり子育て世代が考える、子育てを助けてくれる人のほとんどが、やっぱり配偶者であったり自分の親または配偶者の親など、そういった支援が受けられない人たちにとっては、このサービスの充実はもう本当に大切なものであるというふうに思っております。そういった観点から最後、どのようなお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、佐藤睦子さん。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 落合議員の御質問に答弁させていただきます。議員より御紹介いただきました子育てヘルパー派遣事業につきまして、さいたま市、石巻市をはじめ、導入各市におきましては、サービス内容や利用対象者は異なりますが、先ほどの部長の答弁にもありました取手市の養育支援ホームヘルパー派遣事業実施要領には、同じような家事育児支援のためのサービスメニューもございます。家事育児は、個人や家庭によって異なり、家族の健康や幸福にも大きく影響し、生活を維持するために必要不可欠であると思います。思いどおりにならず多くの時間を費やしたり、身近に頼れる人もなく行き詰まってしまったりと、心身ともに大きな負担を感じることもあるかと思っております。そのようなとき、独りでその負担を背負い孤立することがないように、社会で支え、気軽にサポートを受けていただける支援としてとてもよい制度であると認識いたしました。子育て世代における孤立、孤独対策の側面も合わせ、このようなヘルパー事業導入につきましては、来年度より設置されます、こども政策室におきましても、関連部署との連携、協議を行いまして、支援の必要性についてをしっかりと検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） ありがとうございます。今この3月上旬、女性の健康週間ということで、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、国ですとか日本産婦人科学会などが女性の健康週間を定め、女性の健康づくり国民運動を展開している今最中でありますので、いずれにいたしましても、

やっぱりこの取手市で女性、なかんずくお母様たちが、本当に生き生きと活躍していけば、取手市の発展はもう間違いないと思っておりますので、ぜひ引き続きの様々な事業推進、進めていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） 創和会の鈴木三男です。予定よりも早い登壇となりました。2期目最初の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。通告に従い一般質問させていただきますが、今回は歳入と財政調整基金について質問させていただきます。歳入は、自治体が1年間に行政を――行政サービスをするための財源です。歳入のうち市税は、歳入全体のうち3割を超える自主財源であり、使い道自由な一般財源です。地方自治のためには最も重要な財源であります。令和6年度予算において、前年度との比較の上で、個人市民税は令和6年度の税制改正による定額減税の影響により前年度より減少。その代わり定額減税減収補てんする地方特別交付金が増加。全体として若干増加しております。また、法人市民税は前年度より増加しておりますが、これはコロナ禍の影響から脱出して社会経済活動が正常になり、企業の業績が上向していることが一因かと思われませんが、執行部のほうではどのように分析されているのか、お尋ねいたします。

〔10番 鈴木三男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。個人市民税の前年度比較でございますが、まず均等割につきましては、納税義務者が人口推計による増減率の予測により微増となったことから、令和6年度の納税義務者数を433人増といたしました。しかしながら、東日本大震災の復興税、こちらが令和5年度で終了になったことによりまして、均等割額が3,500円から3,000円に減額となったことで、2,440万7,000円減の1億6,074万3,000円というふうに見込んでおります。また、所得割につきましては、令和5年度の課税実績を基に算出した結果、賃金上昇などの傾向を反映し、約2億4,800万円増を見込んでおりました。しかしながら、鈴木議員がおっしゃるとおり、令和6年度の税制改正によりまして市民税所得割の定額減税が実施されることから、約4.6億円の減を見込み、51億9,750万1,000円というふうに見込んでおります。

次に、法人市民税の前年度比較ですが、均等割については法人数が103件の増となったことから、約654万円の増となっております。また、法人税割につきましては、市内大手企業の決算短信やアンケート結果を参考に、また、その他の法人につきましては、令和5年度の最終見込額を基に伸び率等を考慮して算定をしております。市内の大手企業につきましては、主力製品の需要増加が牽引したとこで、前年度よりも業績が好調とあるといった状況でございます。また、海外需要の増加や円安の追い風などを考慮しまして、約1億

3,400万円増の7億1,887万5,000円を見込んだところでございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の御答弁では、個人市民税については定額減税の影響により減少と。それに対して法人市民税については、法人企業の増加、また大手企業の業績好調等を見込んでの予算計上ということですが、これが最近の円安や低金利によって企業業績が上振れして法人市民税が増収になっていくことを期待したいところでございます。

では、次の質問です。固定資産税は前年度と比較して、土地については地価の下落による減少、家屋については令和6年度は評価替えのため既存家屋の評価が減少して固定資産税の減少した予算が計上されております。このことを踏まえての質問ですが、年々少子高齢化により空き家が増加の一途をたどっております。空き家を管理する所有者が明確な場合は問題ないとしても、所有者の死亡等により相続人が特定できない場合や、相続人が不在の場合の固定資産税課税上の問題があれば御説明してください。

○議長（岩澤 信君） 課税課長、稲村忠弘君。

○課税課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。鈴木議員がおっしゃるとおり、少子高齢化により空き家が増加し、相続人がいないというケースが増加しております。取手市だけではなく全国的な問題となっていると同時に、大きな課題と考えております。そういった現状の中で、相続人がいなかった場合の取手市の対応について御説明させていただきます。固定資産税を所有している方が死亡した場合、住民登録や戸籍調査で相続人の確認作業を行います。相続人が判明しない場合【「相続人が判明しない場合」を「相続人が判明した場合」に発言訂正】、相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出をしていただきます。それに伴い、相続人代表者として相続登記が完了するまで固定資産税を課税することになります。相続人調査により相続人がいなかった場合、いわゆる相続人不存在が確定した場合は、被相続人の財産を清算する相続財産清算人を選定されているかどうかを、家庭裁判所に照会をいたします。選任されている場合は相続財産清算人に課税をいたします。選任がされていない場合は課税保留となり、固定資産税が賦課できない状態が続いてしまうため、課税上の問題と捉えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の答弁では、特に問題になるのが、相続人不存在で相続財産清算人が選定されないで課税保留になった場合だろうと思います。今現在、取手市では課税保留は何件ぐらいあるのか、分かりましたら教えてください。

○議長（岩澤 信君） 課税課長、稲村忠弘君。

○課税課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。今、調査中——相続人の調査をしているものを除きまして、令和5年度は46件となっております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。46件ということは、私が予想していたよりも多いのかなということなんですが。例えば、数年後に相続財産清算人が選定された

場合、課税保留期間を遡及して課税するのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（岩澤 信君） 課税課長、稲村忠弘君。

○課税課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。今議員がおっしゃったとおり、相続財産清算人がついた場合、清算人が売買とかによって新しく所有者が決定します。そうするとその所有者に対して課税をすることになりますけれども、地方税法に基づいて5年遡って賦課するような形になります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。ぜひ課税の公平の観点から、しっかりした対応を今後もお願いして、この質問を終わります。

次に、地方交付税についてお尋ねいたします。地方税収入は自治体間で大きな開きがありますが、私たちは日本のどこに住んでいても同じ水準の行政サービスを受取り、生活と人生における安全安心という恩恵を享受しております。これは地方交付税の持っている財政調整システムのおかげといわれております。

〔10番 鈴木三男君資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） 今スライドで出しましたけども、取手市の令和5年度再算定後の普通交付税算定数値です。上段が基準財政需要額、これ臨時債を含めて取手市の場合は217億円。下段の左下が基準財政収入額。基準財政需要額は、標準的な行政サービスを行うために必要な経費。それに対して、基準財政収入額は地方税等の収入の見込みですね。基準財政需要額が基準財政収入額を上回ると、財源不足として国から地方交付税として交付されます。2001年度からは特例として地方交付税の一部が臨時財政対策債として、地方債の発行が認められました。取手市では約89億円の財源不足が生じており、地方交付税を受けております。こちらは茨城県の市町村の財政力指数の一部、2021年度のものですが、財政の豊かさを示すのが財政力指数です。財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で割った過去3年間の平均です。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を上回ると国からの地方交付税交付金が支給されません。いわゆる不交付団体です。茨城県の不交付団体は、神栖市、東海村、つくば市だけです。取手市は県内44市町村のうち、24位の0.64ですね。財政力は決して健全とはいえません。ちなみに、県南地区の——地区の市町村では、5番目が守谷市0.98、8番、土浦市0.86、9番、牛久市0.85、13、つくばみらい市0.77、14、龍ヶ崎市0.75、17、常総市0.71です。取手市の財政力指数の低さが分かるかと思います。取手市の財政力指数をアップするには、財政——基準財政収入額を増やす政策が必要です。地方税等収入をはじめとする自主財源である一般財源の確保です。短期的に財政力指数をアップすることは難しいと思われませんが、中長期的には、取手駅西口の再開発事業や桑原地区の整備推進事業を推し進めていくことは大変重要なんですが、それに加えて、市内全域にわたって活力あるまちづくり、若い世代が市内に移住し、市内で働き、買物をする。また、企業が増えれば働く場所が確保され、個人法人の市税を増やすことができます。つまり、企業誘致を推進、生産年齢人口の増加を図る政策、さらに市所有財産の有効活用などを通じて市税の強化を図り、市民サービスを拡充しながら財政力指数を上昇させる必要があるかと思いますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それではお答えいたします。議員ご指摘のとおり、近隣自治体の財政力指数はおおむね横ばいであるのに対し、当市の財政力指数につきましては、年々下降傾向にあるという状況でございます。この要因につきましては、生産年齢人口の減少と社会保障関係経費の増加にあるというふうに考えております。取手市では、昭和40年代に近隣他市に先駆けて急速に都市化が進んだ町であるため、当時転入してきた人口の高齢化が進んでおり、その結果、総体的に生産年齢人口が減少、そして、社会保障関係経費が増加をするといった内容となっております。財政力指数につきましては、交付税の算定上の数値であり、各自治体の人口や年齢構成などによりまして全国一律の計算式で算定された結果ですので、こういった要因を反映し、基準財政収入額が減少する一方、基準財政需要額が増加した結果、財政力指数の低下を招いているというふうに思っております。財政力指数の減少傾向というのを歯止めをかけていくには、やはり議員がおっしゃるとおり、生産年齢人口の増加を図っていくということが大変重要であるというふうに考えております。市としましても、中心市街地の整備や新市街地の創出に向けた取組や、市の知名度・魅力度の向上、定住人口の拡大に向けた政策を進めております。今後ともこういった取組を継続しまして、地域経済の活性化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長のほうから答弁がありましたように、確かに取手市は昭和40年から50年代にかけて、東京のベッドタウンとして宅地化が進み、生産年齢人口の急激な増加をしてきましたけども、それからもう四十数年経過した現在では、こうした人たちは高齢化になり、年金生活が中心と。通常は、日常は病院に通ったり介護を受けたりといったり、それから高齢者が増えることが——増えているわけですけども、年金所得者の増加による市民税納税額の伸び悩みとか、高齢者が増えることによる社会保障関係費の増加は、基準財政収入額も右肩下がりですね。一方、基準財政需要額は増え続けていくということで、結果的に財政力指数の低下を招いていると思っております。このような状況を打開するには、取手市の魅力を高め、若い世代に移住してもらうこと、また法人企業の誘致だろうと思います。せっかく若い人——若い方々がいろんな補助金を利用して移住してきても、数年後には取手から転居されるということでは困るので、中村市長の言葉を借りるならば、「住み続けるほど好きになる街をつくる」必要があるだろうと思います。若い世代に対しては、結婚・出産・子育て・教育の切れ目ない政策、高齢者には、医療・介護そして福祉の充実を通じて住み慣れた地域で健康で生きがいを持って暮らせる政策を通じて、取手の魅力を高め、取手に住んでよかったと思えるような政策を今後もしていただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、財産収入についてお尋ねします。令和6年度の予算で財産収入が大幅に増収になった原因が基金利子ですが、近年の低金利時代にこれだけの利子収入を計上した根拠を説明してください。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

会計管理者、石塚幸夫君。

〔会計管理者 石塚幸夫君登壇〕

○会計管理者（石塚幸夫君） 鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。現在、取手市には、財政調整基金をはじめとしまして20の基金がございます。会計課におきまして、この20の基金について、平成30年度から、高額療養費貸付基金、介護保険高額サービス費貸付基金、及び、国民健康保険出産費貸付基金の定額基金を除きます17基金を一括管理し運用しているところでございます。地方自治体における基金につきましては、地方自治法第241条第2項において、確実かつ効率的に運用しなければならないとあり、この17の基金につきましては、活用状況を鑑みながら、金融機関の定額預金等にて運用し、その運用益については、各基金の額に応じて案分して繰り入れております。御質問の基金利子が増収になった理由ですが、基金の運用につきましては、これまで主に短期1年満期の定期預金等にて運用しておりました。しかしながら、近年の低金利により、短期預け入れのみでは運用益が見込めなくなり、令和4年度から長期預け入れを視野に、債券のうち安全かつ確実な国債による運用も検討しましたが、国債に比べ有利で他の自治体でも運用実績のある長期定期預金にて運用を開始いたしました。この運用によりまして、令和5年度の基金利子——いわゆる運用益は約1,770万円で、令和4年度と比較しますと約1,720万円の増収となっております。今後も確実かつ効率的な運用を目的に、支払い準備のための流動性資金も確保しながら、基金の活用や取崩し状況などについて関係課と連携し、長期及び短期預け入れを併用して運用してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔会計管理者 石塚幸夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の答弁では、従来は1年満期の定期預金等で運用してきたんですけども、令和5年度から利回りのよい長期定期預金の運用に切り替えたために、約1,720万円の増収になったということですが、ちょっとしたというか、英断だったのか分かりませんが、こういう決断でこれだけの収入を増やしたということは素晴らしいことだろうと思います。そこで、銀行ではこの利回りのよい長期定期預金というのは以前からあったのか、それとも令和5年度からの新しいメニューとしてできたのか、その辺ちょっとお教えいただけますか。

○議長（岩澤 信君） 会計管理者、石塚幸夫君。

○会計管理者（石塚幸夫君） 鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。こちらの長期定期預金の運用につきましては、令和4年度から開始してございます。この令和4年度に銀行金融機関のほうから、こういう商品がありますという御提案をいただき、庁内で検討をさせていただいた結果、こちらのほうに運用させていただいたという経緯がございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。では、この基金総額のうち有利な条件での運用は幾らかある——幾らあるのか、またその利率について、知り得る範囲内で御答弁をお願いいたします。



○議長（岩澤 信君） 会計課副参事、山田英紀君。

○会計課副参事（山田英紀君） 鈴木議員の御質問に答弁いたします。基金総額のうち、有利な条件での運用額及び利率ですが、令和4年度末の基金総額、約133億8,000万円のうち、令和4年度及び5年度で計40億円を長期定期預金に預け入れを行い、預け入れ時の年利率はそれぞれ0.55%及び0.6%にて運用をしております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。133億8,000万円のうち、40億円を長期定期預金で運用していると。残りの100億円近くは短期の定期預金とか決済型預金で運用しているというふうに理解しました。では次の質問です。

他市町村ではもっと有利な基金の運用をされていると聞き及んでおります。日経平均株価が34年ぶりに最高——史上最高値を更新したということが話題になっておりますが、ハイリスク・ハイリターンの株への投資とはまでは言いませんが、例えば安全資産とされる国債、社債、投資信託などです。これらの安全資産での運用をすれば、利子収入の増加がさらに見込まれると思いますが、取手市でも検討する考えはありませんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 会計管理者、石塚幸夫君。

○会計管理者（石塚幸夫君） 鈴木議員の御質問に答弁をさせていただきます。議員おっしゃるように、国債・社債などは今の低金利の時代の中、非常に有益であるということは我々のほうも認識しているところでございます。国債や社債など債券による運用につきましては、市の運用——公金の運用についての内規であります、取手市公金の管理及び運用に関する基準の第6条第3項にて、基金に属する現金は普通預金、定期預金、譲渡性預金等で運用するものとする。ただし、利回り、運用金額及び運用期間等の比較におきまして、安全かつ有利と認められる場合は、債券での運用ができるものとしております。債券による運用につきましては多種多様な商品がございます。まずは、元本が保証されていること。また、安全な運用先であることを見極める必要があると考えております。市の財政運営が厳しい中、運用益を確保するために、今後も安全で安心な定期預金等で運用するほか、債券の運用につきましても他自治体で運用をされておりますので、そういった運用事例を参考に、今後、調査研究してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の御答弁では、取手市の公金の管理及び運用に関する基準では、債券による運用も可能であるということですが、債券には国債、地方債そして社債があります。基金の運用には元本保証というハードルがあるわけですが、利子収入を増やすために安全資産とされる国債や、あるいは最優良企業が発行する社債の購入、こういったことも他市町村での運用事例を参考に、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。それを要望してこの質問を終わります。

次に地方債についてです。お願いします。

[10番 鈴木三男君資料を示す]

○10番（鈴木三男君） 地方債は取手市の借金です。いずれ返済しなければなりません。この表は、令和5年度決算見込み、令和6年度は予算ベースです。今年度末の残高は約

470 億円——469 億円になっておりますけれども、合計ですね。令和 6 年度の一般会計当初予算が 428 億 4,000 万円ですから、これよりも超えてることになります。そのうち、臨時財政対策債は国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、その不足分の一部を地方自治体が借入れする地方債です。償還時に全額交付税——されるわけですね。数年前から地方交付税の原資となる国税収入が増加により、臨時財政対策債は近年減少しております。その代わり現金で交付を受ける地方交付税が増えております。合併特例債は、旧藤代町と合併した際、新しいまちづくりのため新市建設計画に基づき実施する事業の財源として借入りができた地方債です。総事業費の 3 分の 2 が国から交付税措置されるという有利な地方債ですが、取手市の法定限度額 238 億円を今年度予算で使い切り、終了します。そこでお伺いします。今後、大型の事業を行う場合、合併特例債に代わる地方債の活用をどのように検討しているのかお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、海老原輝夫君。

○財政課長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。鈴木議員おっしゃいますとおり、合併特例債につきましては、令和 6 年度当初予算で法定発行限度額であります 238 億 110 万円までの発行を完了することになります。合併特例債は、充当率、交付税措置率ともに有利な地方債でございますので、投資的経費の財源措置が厳しくなってくるというようなことが想定されております。今後につきましては、公共施設——公共施設等総合管理計画に基づく総量圧縮など、今までよりさらにめり張りをつけた施設改修の計画的な検討が必要になると考えております。とは申し上げましても、市民の皆様には施設やインフラを安全に、かつ便利に御利用いただくための投資というのは必要不可欠と考えております。そのため、合併特例債ほどでなくても、充当率が高く交付税措置がある地方債メニューを活用するなど、できる限り有利な形で地方債を活用し、財政運営を行っていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。国とか県からの補助事業で行う場合はあまり問題にならないかと思うんですが、今後市の単独事業を行う場合の地方債活用については、十分有利なメニューを検討していただいて活用していただくことをお願いして、次にその他の地方債に移ります。

その他の地方債で、特に発行残高が多いのが教育債と土木債です。これらの地方債について、最近起債した主なものを御説明していただけますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、海老原輝夫君。

○財政課長（海老原輝夫君） お答えいたします。御指摘のとおり、臨時財政対策債と合併特例債以外の地方債では、教育債と土木債が大きなウエートを占めております。最近の主な起債事業といたしましては、教育債にあつては、白山小の長寿命化改良事業、令和 4 年度借入れ分と 5 年度の借入れ見込みを合わせまして、約 11.5 億円になります。土木債にありましては、市内各地の計 6 路線の道路改良事業が令和 4 年度・5 年度の合計で 1.8 億円となっております。なお、このような学校施設整備や市道整備の事業に対する起債につきましては、今申し上げた金額とは別に、財源の一部に合併特例債やそれ以外の交付税

措置がある地方債も活用しておりまして、できる限り有利な形での財源調整を心がけているというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。やはり学校施設整備とか市道整備事業での起債ということですが、今後、取手市取手駅西口A街区再開発事業など、地方債の発行が多くなることが予想されます。ぜひ有利な条件での地方債活用を御検討していただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、財政調整基金です。

〔10番 鈴木三男君資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） これは取手市の過去の推移をグラフにしたものです。令和6年度は当初予算編成後の残高です。財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金、持続可能な自治体運営の上で最も重要な基金が財政調整基金です。収支状況にゆとりがあるとき積立て、収支状況が厳しいときに取り崩して運用します。家庭で言うと家庭の貯金と同じようなものです。令和6年度の当初予算上、標準財政規模250億円の10%増、25億円以上が適正水準とされています。令和6年度の予算ベースの残高が適正な水準を下回っておりますが、このことをどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課副参事、谷池公治君。

○財政課副参事（谷池公治君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、財政調整基金の残高の目安といたしましては、一般的に標準財政規模の10%程度というものが適正とされております。一方で、令和6年度当初予算編成後の令和6年度末の残高見込みは23.4億円ほどとなっております。令和5年度の標準財政規模であります約250億円の10%を若干下回っているという状況にあります。安定的な財政運営に向けた残高が十分とはなかなか言いづらい状況ではございますが、近年は、ふるさと取手応援基金をはじめとした各種財源の活用ですとか、未利用財産の売却などを進めておりまして、少しずつ残高は増加傾向にございます。今後とも経済不況による大幅な歳入の減や災害の発生による多額の支出など不測の事態に備えるためにも、財政調整基金の積立てを含め、引き続き安定的な財政運営に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。たしか議会初日の一般質問で、山野井議員が、財源はあまりためる必要ないんだと、そういう財源を学校給食費に充当して無償化すべきだろうというような発言をされてたかと思うんですが、私は少々逆の立場でございます。

〔笑う者あり〕

○10番（鈴木三男君） 先ほどの執行部の答弁にもありましたけれども、いつ3・11東日本大震災、あるいは今年元旦には能登半島の大地震といったような大災害が発生するか分かりません。また、今後リーマンショック級の経済大不況が起こる可能性もあります。こ

うした大災害や経済不況に備えるためには、一定の基金の——基金の留保が必要です。そして、大災害等が起こった場合には、基金を取崩し、財政出動することによって市民の命と財産を守ることが行政に求められます。また、財政調整基金の残高は十分ではありませんので、適正水準を超えた——超える基金の積み増しをお願いして、この質問は終わります。

次に、自治体の運営を持続可能とするためには、財政の健全化が必要です。財政の健全化の一つの指標になるのが財政調整基金です。財政調整基金を増加するには、歳出の徹底した見直しが必要だと思います。取手市の予算編成は、一般財源等の歳入見込額から政策経費、枠外経費を確保した後、前年度の予算をベースに各部に配分する方法を取っているわけですが、各部でも——各部署でも、継続的な事業については当初の目的がほぼ終了している事業もあると思います。各部で調整する場合でも、目的が達成した事業を思い切って廃止して歳出削減を図る必要があると思いますが、執行部の御答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 鈴木議員。今の質問はこの通告の中で、財政基金について、この1番ということによろしいですか。

○10番（鈴木三男君） はい。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。当市では令和3年度の予算編成から枠配分方式を導入し、各部各課の自主的な事務事業の見直しを促進しております。議員おっしゃるとおり、一般財源等の歳入見込額から各部への配分——枠配分になじまない経費の所要額を確保した後、各部へ配分しております。各部では所期の目的を達成したものであれば、その財源を他の事業に振り向けることも可能となりますので、必要に応じて見直しを進めているところでございます。今後も限られた財源で最大の効果が発揮できるよう、全庁的に知恵を絞って予算編成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。取手市は厳しい財政運営を乗り切るため、予算編成を従来の一件査定方式から枠配分方式に切り替え、各部署ではスクラップ・アンド・ビルドを進めてきているわけですが、さらに一步進めて、各部署でも、当初の目的が達成されたもの、例えば、数年前とか数十年前に新規事業を行った際には100人ぐらいの市民の方がサービスを受賞していたと、ところが最近では5人とか10人ぐらいしかサービスを受賞していないというような事情に関しては、廃止して、歳出の削減を図り、新たな市民ニーズの高い新規事業に回したり、あるいは基金を蓄えていくことも必要ではないかと考えますが、執行部の考えを教えてくださいませんか。

○議長（岩澤 信君） 鈴木議員に確認いたします。先ほどの質問と同様なんですが、この1番の過去の実績と令和6年度の予算ベースの残高を適正に積み立てられるかということから範囲が超えてると思うんですが、そちらの……

○10 番（鈴木三男君） 財政調整基金の一環として質問して……

○議長（岩澤 信君） （続）鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） （続）いるんですけども。

○議長（岩澤 信君） 答弁できますか。

財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） 鈴木議員のほうからスクラップ・アンド・ビルドという言葉も出てまいりましたけれども。私ども毎年毎年この予算編成を進めるに当たりまして、各部各課のほうに説明会を実施しております。今、枠配分ということで各部に配分をしておりますので、このスクラップ・アンド・ビルドで新しい事業をするためにはやはり何かを削減しなくちゃいけないという認識は職員のほうも大分認識してまいりましたので、今後各課のほうにそういった考えを徹底していくように、今後も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。ぜひそういった対応もしていただきたいと思います。以上で私の一般質問……。

○議長（岩澤 信君） 課税課長、稲村忠弘君。

○課税課長（稲村忠弘君） 先ほど、固定資産税の課税上の問題のお答えの中で、相続人が判明しない場合、相続人代表指定届兼現所有者申告書の提出をしていただきますと私のほうで御説明させていただきましたが、正しくは相続人が判明した場合提出していただくこととなります。訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 議長は訂正を認めます。

鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（岩澤 信君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

13 時 30 分まで休憩します。

午後 0 時 30 分休憩

午後 1 時 30 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、入江洋一君。

[21 番 入江洋一君登壇]

○21 番（入江洋一君） 皆さん、こんにちは。会派みらい・維新・国民の会の入江洋一です。私は先日の改選で6期目を迎え、初めての一般質問となります。食後の午後ののどかなひととき、目の覚めるような質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。まず初めに、取手駅北土地区画整理事業の進捗状況についてです。この質問は先週の金曜日、加増議員が、また午前中には根岸議員も交通広場について質問されておりました。私なりにポジティブな考えで質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。取手駅北土

地区画整理事業については、平成5年に事業開始され、約30年以上の年月が経過しようとしております。その間、リーマンショックや新型コロナウイルス等、様々な社会経済状況の変化もあり、本事業が大きく影響を受けてきたと思われまます。そんな状況ではありまますが、約2年前に仮設交通広場に切り替えられて、新しい交通広場の工事が本格的に進められてきました。交通広場の現在の状況を見ておりますと、ペDESTリアンデッキの延伸や階段が設置され、交通広場の工事がいよいよ最終段階に来ている状況だと感じております。そこで、取手駅北土地地区画整理事業駅前交通広場の進捗状況についてお伺いいたします。

〔21番 入江洋一君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。現在、取手駅北土地地区画整理事業につきましては、駅利用者の方々に仮設交通広場を利用していただきながら、新しい駅前交通広場の工事を鋭意進行中でございます。進捗状況といたしましては、エレベーター1号機の建屋及びエレベーター1号機とデッキを結ぶ連絡通路が設置され、さらには国道6号方向へ延伸するデッキの設置及び階段2基の設置が完了いたしまして、それぞれ現在仕上げの作業というものをやっているところです。また、ペDESTリアンデッキ上では新しい花壇ベンチの設置のほか、東京藝術大学デザインの新しい時計の設置に向けた作業も進めているところでございます。一方で、治助坂におきましては、片側通行で大変ご不便をおかけいたしました。電線共同溝及び下水道の本体工事が完了いたしまして、広場内ではA街区内のバスシェルターの設置工事や街築工事を行っているところでございます。今後は引き続き、現在進めている各種の駅前交通広場整備工事の完成を急ぎ、また先日、臨時議会にて御承認をいただきました仕上げ工事につきまして、様々に調整を進めているというところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございました。目に見えない部分ではありますが、新しい花壇ベンチや藝大による時計の設置など、非常に楽しみだと思っております。それでは、さきの臨時会におきまして、駅前交通広場の供用開始に向けた工事の契約締結が議決されました。これで駅前交通広場の供用開始のための工事が発注され、6月中の供用開始に——開始を目標にしているとの答弁もございました。結果として、仮設交通広場に切り替えてから2年以上の月日を要しておりますが、このように工事に長期間を要した背景等がありましたらお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それではお答えします。新しい交通広場につきましては、年度内の供用開始を目指して進めてきたところでありますが、補助金の確保の遅れや全国的な作業員不足の——作業員不足や資材納入の遅れ等影響を大きく受けており、数か月遅

れている状況です。特にコロナ禍後の建設需要の急増による資材不足、建設作業員の高齢化や人手不足などの影響が大きいと考えております。駅前交通広場では、ペDESTリアンデッキに関係する鋼材を使用する工事の時期が重なり、資材高騰とともに人手不足による工事での加工時間と長期化と――すみません、もとい、人手不足による工場での加工時間の長期化と既存デッキとの取り合い施行の難易度の高さが納期や工期の遅れに影響したと考えております。今後も施行業者など関係者の協力を得ながら、なるべく早い供用開始を目指し、駅利用者が安全に利用できるように、バスやタクシーなどの関係機関と調整を行い、しっかり準備を進め、混乱を生じないようなスケジュールで供用開始を実施したいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。ぜひとも関係機関と調整をして、安全に通行できることを第一に力を注いでいただきたいと思います。あと3か月から4か月ほどで供用開始されるとのことですが、新しい交通広場は多くの市民の皆さんが期待しているところだと思っております。一日も早い開通を目指して工事を進めていただきたいと思います。それでは、どのように供用開始に向けた周知方法を考えているのかお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それでは、お答えいたします。新しい交通広場の供用開始に当たっては、バスやタクシーなどの公共交通機関や警察・消防はもちろんのこと、周辺商業施設、何より駅利用者への周知が必要と考えております。また、多くの通勤・通学者を抱える学校関係者や企業をはじめ、交通広場を利用する多くの企業バスにも事前に通知をし、開通後、できるだけ混乱のないように努めてまいります。これまで自動車の走行ルートに関しましては、ホームページに動画を掲載し、2万6,000動画再生回数を見ても多くの方に御覧いただきました。しかしながら、仮設交通広場と現場も大きく形態が変わりますので、ホームページや広報紙への掲載はもちろんですが、現地に看板を適宜適切に配置し、駅利用者が混乱しないように周知を図ってまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。今まで約2年間、仮設交通広場を利用している皆さんは、現在の形態に慣れていると思われれます。例えば、一般車乗降場は現在、最大8台程度、ぎゅうぎゅうに止めると10台ぐらい止めているときもありますが、長時間停滞している状況も見られます。新しい交通広場への切替えが行われていきますと、一般車乗降場はそこまでの台数はありませんが、今後どのように周知、対応されるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それではお答えします。確かに議員のおっしゃるとおり、同様の御質問を市民の皆様からもいただいております。施行者としましては、新しい交通広場には、以前の交通広場にはなかった最大5台程度の送迎用の駐車場を設けております。これは昨今の駅前の一般車の送迎状況を考慮し設置したものです。取手駅西口の交通広場

は、治助坂、はなのき通り、利根川側の3方向から車両の流入がある構造上の制約があり、バスやタクシーなど公共交通の乗降場を確保した上で、送迎用の駐車場を最大限確保したものです。改めて、一般車乗降場は長時間待機する場所ではないことを十分に周知し、駅へのお迎えに関しては最短の停車時間にとどめていただくようお願いしてまいります。周知方法にしましても、ホームページ等でお知らせするほかにも、現場にて適宜、看板などを周知していきたいと考えております。合わせて、長時間止める際には、周辺の民間駐車場やウェルネスプラザの駐車場を御利用いただくよう、引き続き案内していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。この部分が、私、一番懸念しているところでありまして、送ったときは大丈夫だと思うんですね。しかし、お迎えのときは、みんな愛する旦那さんをいち早く一番近いところで車に乗せてあげたいという気持ちは常で、私なんかいつも15分から30分は離れた場所で待たされておりますが、長い時間、停車してしまうということが多々あると思いますので、しっかりと柔らかく周知徹底していただきたいと思います。

それでは、新しい交通広場へ切り替えた後の工事展開についてお聞きします。交通広場を切り替えた後、区画整理事業の完了に向けて具体的にどのような工事展開となりますか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。土地区画整理事業でございますが、これはそれぞれの画地を造成いたしまして、地権者の方々に土地をお返ししていくという基本的なものの事業です。本事業も同様に、街区ごとに工事を行い、順次、土地の使用収益開始を行ってまいりました。残すところA街区の地権者へ画地をお返しすることが工事の最終目標でございます。そのため、新しい駅前交通広場の供用開始後は、速やかに暫定交通広場の撤去を行い、A街区造成に向けた工事に着手いたします。合わせまして、広場に接続するはなのき通りや治助坂の最終形とした仕上げ工事を行ってまいります。A街区の周辺は都市計画道路となっておりますが、それぞれ高低差があることから擁壁の設置が必要となってまいります。特に都市計画道路3・5・39号線は高低差が大きく、PC一壁体という擁壁工事を行っていくために、数か月の工事期間を見込んでおります。A街区の地権者の皆様へお返しするためには、このような道路擁壁工事や画地ごとの擁壁工事、ライフラインの工事が必須となりますので、速やかに着手をいたしまして、できるだけ早い工事完成を目指して、今後も進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。今後、A街区においては、再開発事業が行われる計画——昨日の日曜日の朝刊にも掲載されましたが、「取手駅西口に図書館移設、再開発ビル内29年度完成を目指す」と計画が進んでおります。取手市が選ばれるまちとしていくためには、市の顔であるA街区における再開発事業が重要であると考えております。区画整理事業を街区ごとに整備してきて、順次、使用収益開始をしてまいりました。民間による医療モールの建設をはじめ、新たなマンションの建設など、少しずつ



つ取手駅西口のにぎわいの効果が出ていると感じております。最後は、A街区再開発事業となり、区画整理事業は確かに事業開始が長くなり事業費は大きくなりましたが、その効果を早期発現させてほしいと願っております。そして駅前のみならず、取手市全体の魅力を高め、取手市全体が活性化することに期待を込めて質問を終わります。ありがとうございます。

次に、入江スマイルでとりで住ま入る（スマイル）支援プランについて、お尋ねいたします。市内の人口は、平成17年の合併時の約11万3,000人をピークに減少が続いており、現在は約10万6,000人と合併から19年間で約7,000人減となっています。最近の取手市の人口の動向を見ますと、転入者数が転出者数を上回る社会増が続いています。しかしながら、死亡者数が出生者数を上回る自然減の数が多いため、全体的な傾向としては人口減が今後も続くという認識で、その対策を考えていかなければなりません。言うまでもなく人口は、商業施設や公共交通、その他様々な町の機能を維持し、町が発展していくために必要不可欠な要素です。人口の維持・増加と町が発展がよいサイクルを生み出すように政策を打ち出していく必要があります。そういった背景や要請があって、平成28年に創設されたのがこの住ま入る（スマイル）支援プランだと思いますが、この3月で一度、補助要綱の期限が切れるものと伺っております。この制度の今後の展開については、改選前の12月議会の建設経済常任委員会で質疑させていただいたところですが、そのときはまだ不確定な部分があるところだったので、新年度予算案が上程された本定例会において改めてお伺いさせていただきたいと思っております。まずは、これまでの実績と効果について最新の数字などを踏まえて改めて御報告ください。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 入江議員の質問に答弁いたします。とりで住ま入る（スマイル）支援プランにつきましては、御承知のとおり、定住人口の増加と魅力ある住環境の整備などを目的に創設されたものでございまして、住まいの取得、改修、住替えについて、それぞれ一定の条件の下、支援を行ってまいりました。これまでもこの補助制度は多くの方に利用していただき、取手市に住みたい、住み続けたいと思うきっかけの一つとして御好評をいただいております。人口の社会増に一定の効果を上げているものと考えています。現在の要綱は令和5年度末までの期限となっておりますが、基本的には、総合計画の改定時期と合わせて補助要綱の期間を定めており、今回、とりで未来創造プラン2024に移住・定住の促進、推進を位置づけましたので、期間を延長し、引き続き、住まいの支援を行っていきたくと考えております。詳細につきましては担当より説明いたします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの市長の補足答弁をさせていただきます。とりで住ま入る（スマイル）支援プランの実績でございますけれども、平成28年4月から本年1月末までの最新の交付件数の集計で申し上げますと、住宅取得補助金が495件、住宅リノベーション補助金が107件、シニア層の持ち家活用による住み替え支援補助金が2件で、合計で604件となります。この制度を活用いたしまして定住化に結びつ

いた人数は、1,894人に上るところです。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。ただいまの部長の答弁の数字の実績を見ても、大変効果があつてよかつたと思っております。

次に、この制度を創設してからおおむね8年がたちますが、運用していく中でいろいろと課題などもあつたのではないかと思います。今回、住ま入る（スマイル）支援プランを継続するに当たって、3つの補助制度のうち、一部廃止を含む改正の検討を行っているという答弁が12月にもありました。そういった課題を踏まえてどのような改正の検討を行ったのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えいたします。本制度の実施に当たりましては、最も大きな課題と言えるのは、やはり周知方法についてでございます。やはり、どんな制度をつくっても知られていなければ活用されませんので、これまでその周知のために住宅金融支援機構や銀行との金利優遇タイアップとか、近隣の住宅展示場や東京のイバラキセンスでのパンフレット配布などで、ホームページや広報以外の周知も努めてきたところです。今回の継続に当たりまして、この周知について、市内の建設業者からさらなる御協力をいただく方法を検討しまして、住宅リノベーション補助金において、市内建設業者を利用することのインセンティブを新たに設けたいと考えています。もちろん、これは地場産業の支援育成という目的がメインとしてあるものですが、こういった周知にも御協力いただけるものと期待して改正を行いたいと考えているところです。

また、もう一つの大きな課題としてでございますが、シニア層の持ち家活用による住み替え支援補助金の申請件数の伸び悩みです。こちらは、以前から一般質問や委員会でも理由を御説明してきましたが、賃貸人と借入人のそれぞれの要件があり、両者のマッチングをしないと申請に結びつかないといった事情がございます。この住み替え支援については、要件緩和なども検討したところですが、いずれにせよ定住化の効果が他の2つの補助金と比べ限定的と言わざるを得ないと判断したため、期限延長を行わず、今回を機に廃止させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。それでは、ただいま御答弁いただいた検討を具体的にどのように制度に反映したのか、改正のポイントについてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。住宅取得補助金につきましては、現行制度を変えず、引き続き実施してまいります。住宅リノベーション補助金につきましては、先ほど申し上げた市内建設業者を工事の請負人とすることに、補助金の加算5万円を新たに設け、これまで総額最大40万円であったものを45万円へと引き上げます。シニア層の持ち家活用による住み替え支援補助金につきましては、今回を機に廃止させていただきます。以上のとおり、今回の改正は、今後増加が見込まれ、また、空き家対策としての効果も期待される住宅改修工事への支援強化、支援集中がポイントである

と御理解いただく——いただければと思っております。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。ただいまの御答弁で、改正のポイントは、これまで利用の少なかったシニア層の持ち家活用による住み替え支援補助金を廃止して、住宅リノベーション補助金、こちらに厚みをつけて、また市内の建設業者を工事の請負人にする事で周知も図られるということで、大変内容的にはこれから期待が持てるのではないかと思っております。

最後に、この住ま入る（スマイル）支援プランを含めた住宅政策について、今後どのような方針で臨んでいくのか。今後の展開についてお考えになっていることがあれば、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。住ま入る（スマイル）支援プランでございますけれども、住宅に関する支援ということで、その時々々の経済情勢、金利、税制、国の補助制度など様々な要因で申請数が増減いたします。しかしながら、よりよい住環境を求めているニーズはなくなることはありませんので、住居を探している方々に、取手市の魅力や住みよさの情報とともに、本制度が行き届くように、制度のブラッシュアップを常に心がけていきたいと考えています。そのほか、住ま入る（スマイル）支援プランのほかで空き家の発生抑制や利活用の促進など、住宅政策に期待される役割は多々ございますので、総合的に住宅政策を展開していき、本市の定住化——本市の定住人口の維持・増加を図っていききたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） ありがとうございます。もちろん、人口増加はこの補助金だけで見込めるものではなく、取手駅西口の再開発や桑原地区の開発、さらにはシティプロモーションや子育て支援など、市の様々な施策の上に達成できるものだと思います。取手市の魅力が向上し、取手市に興味を持った方を少しでも多く定住化につなげるため、この制度は重要だと思っておりますので、常に改善の気持ちを持って運用していただきたいと思っております。そう願いたいしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、入江洋一君の質問が終わりました。

続いて、佐藤隆治君。

[20 番 佐藤隆治君登壇]

○20 番（佐藤隆治君） 皆様、こんにちは。創和会の佐藤隆治です。一般質問を行わせていただきます。1月に行われました市議会議員選挙で7期目の当選をさせていただきました。また新たな気持ちで頑張りたいと思っておりますので、皆様ご指導よろしく願います。さて、その際に掲げさせていただいた政策として、子育て・教育環境の充実、若者が定住する選ばれるまち取手、高齢者の福祉の充実がでございます。今日の一般質問は、この3点について、新しく策定する総合計画との関連・位置づけについて質問をさせていただきます。中村市政が始まって間もなく1年がたとうとしております。中村市長としても、この1年間を通して様々な課題を感じ、また進むべき方向性を模索してきたこ

とと思います。そのような中で新たに総合計画の策定を行ってきたと思いますが、私が掲げさせていただきました、子育て・教育環境の充実、若者が定住する選ばれるまち取手、高齢者の福祉の充実につきましては、中村市政の目指す方向性ともおおむね一致していると認識しております。そこで、これらが新しい総合計画ではどのような位置づけになっているのか、市長の見解をお尋ねいたします。

〔20番 佐藤隆治君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。この1年間は、私が政策ミッションとして掲げた項目と実際に市政に携わる中で見えてきた課題を照らし合わせ、今のようなことが市民に望まれているのか、何が市の未来のために必要なのか、そしてどのような優先順位で取りかかるかなどを見極める期間でもあったと思います。市民との交流や議会での答弁など様々な意見や考え方に触れながら、今の取手市に特に必要だと思われる要素を取り入れた総合計画の策定を進めてまいりました。その中で、佐藤議員が掲げられた子育て・教育環境の充実、若者が定住する選ばれるまち取手、高齢者福祉の充実につきましては、私の政治姿勢においても重要なテーマであり、総合計画の政策体系にも重点政策として位置づけをしているところでございます。このとりで未来創造プラン2024を基に、一步ずつ、市の将来都市像に近づけ、「住み続けるほど好きになる街をつくる」という私の理念を多くの方と共有し、達成していきたいと思っています。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 中村市長、御答弁ありがとうございました。

〔20番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君） 今、モニターのほうに映っているのが、今日の3つの質問事項でございます。それでは、その新たな総合計画の内容について、さらに具体的にお伺いをいたします。子育て・教育環境の充実についてでございます。国全体として人口減少が進む中で、取手市においてもその対策は喫緊の課題であると考えます。我が国の2023年の出生数は75.8万人となり、8年連続で統計開始以来最も少なくなる見通しであると報道がされました。取手市においても、平成17年の合併当初、取手と藤代合併したときには中村市長と一緒に議員にならせていただいたんですけども、その頃は出生数が年間800人程度でありましたけれども、近年では、この3年ぐらいですけれども、500人前後に減少しており、取手市が持続可能な自治体であるために、子育て支援や教育環境の充実によって安心して子どもを産み育てられる環境をつくるのが急務であると思っています。新たな総合計画であるとりで未来創造プラン2024において、子育て支援や教育などがどのように位置づけられておるのか、その点を伺いたしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。今、議員からもあ

りましたとおり、本市における近年の人口動態、減少傾向ということでございますが、総務省の住民基本台帳人口移動報告における日本人の国内移動においては、近年では取手市は転入超過の傾向が続いております。つまり、社会動態は増えているということなのですが、一方で、出生数と死亡者数の差である自然動態、こちらにおいてはマイナス幅が年々大きくなってきていると、増加傾向にあるという状況になっております。この自然動態がマイナスとなる要因として、これももう今議員から御紹介ありましたように、出生数の減少というのが大きく関係しているわけございまして、合計特殊出生率、こちらについて、取手市は全国平均、また県平均を下回っているという状況になっております。これらを打開するためにも、安心して子育てができる環境整備、それから子どもを持つことが幸せだと思える社会、こういったものを構築していくこと。また、そうした環境が取手市にはあるんだということを、若い世代に適切にアピールしていくことが重要であるというふうに考えております。新たな総合計画でありますとりで未来創造プラン2024においても、この課題に対応すべく、政策体系を——政策体系の大枠となる6つの目指すまちの未来、この中の一つに「未来をつくる世代を育むまちづくり」というものを設定をいたしまして、取手市の将来を担う世代を育てていくため、子育てや教育について重点的に施策を展開していくことを決めました。この政策の下には、重点施策として、子育てしやすいまちづくりと未来を担う人材を育てる学校教育、この二つを設定しておりまして、結婚から妊娠——結婚の前の交際も含めてだと思っております——から妊娠、出産、子育てといったあらゆるステージにおける子育て世代への切れ目ない支援や、子どもの健全な成長と発達をサポートする良質な教育の提供を進めることとしているものでございます。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。これだけ少子化が進む中で、近隣の市町村、また類似の規模の自治体ではなく、あえてこの取手市で家庭を持ちたい、子育てをしたいと思える環境をつくっていくためには、子育て世代のニーズに的確に応じていく必要があると思っております。次のこの総合計画で重点施策として挙げている、子育てしやすいまちづくりにおいては、その辺りはどういった方針になっているのか、御質問をいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。現在の少子化の流れは、未婚化や晩婚化の進展、育児に対する経済的な負担感、共働きが進み増大する保育需要への対応等、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えております。そのような中で、親の子育てへの不安を軽減することや、自信を持って子育てができる環境整備を進めること、様々な保育需要への対応、親となる子育て世代が自らの人生もゆとりを持って過ごすことができる支援などが求められていると考えております。とりで未来創造プラン2024の重点施策、子育てしやすいまちづくりでは、こうしたニーズに対応するため、妊娠期から子育て期まで、あらゆるステージで母子の健康を守るとともに、心の健康にも配慮した相談体制を充実させていくこと、また、ファミリーサポートセンター事業をはじめ、地域で子育てを応援できる体制を構築すること、放課後や学校休業日でも子どもが安全に、また様々な

体験を通じて成長できる居場所を提供することなどを方針として掲げております。多様化する価値観の中でも取手市で子育てがしたいと思っていただけるよう、こうしたニーズに対応する取組を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。中村市長は、「住み続けるほど好きになる街」をキャッチコピーに掲げておりますけれども、こうした気持ちは、未来を担う世代がその成長過程に取手市においてどのように過ごしたかによって変わってくるものだと思っております。その意味では、教育という要素もまた非常に大切であると思えます。もう一つの重点施策に挙げている、未来を担う人材を育てる学校教育では、どういった方針でどのような取組を進めていくのか、その点もお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。取手市の未来を担う子どもたちが豊かな心と個性を育み、故郷に誇りを持って成長していくことは、取手市の持続可能性を高めることにつながると考えております。この未来を担う人材を育てる学校教育では、ICT技術を活用しながら、基礎的な学力に加え、思考力や判断力などの応用力を高めるための学力向上推進事業や、いじめの未然防止・早期発見により適切に対処できる環境づくりを進め、安心して学校生活を送れるためのいじめ防止対策推進事業などを実施してまいります。また、通学路の整備やスクールバスの運行などを適切に進めるとともに、学校施設の長寿命化を進め、耐久性や省エネルギー性能の向上等を図ることで、快適で多様な学習を可能とする施設を構築し、安心して充実した学校生活を送れる環境整備に努めてまいります。合わせて、小規模特認校である山王小学校をはじめ、特色あるプログラムを展開し、多様なスキルや価値観を育む教育を推進してまいります。こうした取組を進めることで、児童生徒の持てる可能性を最大限に引き出し、未来を担う子どもたちの健全な成長をサポートしてまいります。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。今、御答弁いただきました中での、本当に子育て世代が仕事と家庭の両立、これが本当に大切であります。産み育てられる環境の整備、期待しておりますので、この点、どうぞよろしく願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

若者が定住する・選ばれるまち取手ということでございます。若者をこれから呼び込んでいかなければならないということで、市内で買物や遊びが楽しめる、そして取手市のポテンシャルを最大限に生かした交流人口を増やすための政策ということで、次の質問をさせていただきます。人口減少の課題について、子どもを産み育てやすい環境を整えることと合わせて、この魅力を感じる——若い世代が魅力を感じるまちづくりをつくっていかなければなりません。東京圏への人口流入の流れは、コロナ禍で一時減少したものの近年では再び増加に転じており、これまで社会動態でプラスを出してきた取手市においても、近隣自治体や東京通勤圏の類似団体との人口獲得競争が激しくなっているものと考えております。西口駅前再開発事業や新市街地の創出など、わくわくするまちづくり

を進めることで魅力度を上げ、取手市の持つポテンシャルを生かしつつも、さらに活力を高める施策が必要になると思います。新たな総合計画において、こうした取手市の活力を高めるためにはどういった方針で政策を展開されていくのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 魅力を高めるためにということでございます。取手市を居住先として選んでいただくためには、当然、魅力的な市街地、訪れたい、また住みたい、まちづくりというのを進めていく必要があるということでございます。そのためには、日常の生活の基盤となる道路や排水、また公園、あるいは公共交通網といったインフラをしっかりと整備をして、安心して暮らせる社会、これを実現していく必要があるというふうに考えております。今回の未来創造プラン2024では、その6つの政策の一つに「快適で住みやすい都市の実現」というものを掲げておまして、重点施策として、「訪れたい・住み続けたい都市空間の創出」と「快適な生活を支える都市機能の充実」という題目で設定をしております。訪れたい・住み続けたい都市空間の創出では、取手駅西口A街区の市街地再開発事業、また、桑原地区の新市街地創出——活力創造拠点整備事業、こういったものを進めることで、町の顔となる新たな魅力ある都市空間を創出することにより、活力にあふれるまちづくりを進めてまいります。また、快適な生活を支える都市機能の充実というところでは、道路や雨水排水などのインフラ整備を進めるとともに、子どもから高齢者まで、全ての市民が安全安心かつ快適に利用できる公園の整備、併せて持続可能な移動手段を確保するなど、日常生活が快適に過ごせるための整備を進めてまいります。これらの施策を進めることで、未来に希望の持てる都市を実現し、取手市を訪れたい、住んでみたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めていこうというものでございます。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。まちづくりについては、引き続き、西口開発や桑原地区の新市街地創出など、魅力を高める都市整備を加速させていただきたいと思っております。そのほかにも、今ある取手市のイベントや観光資源、取手のよさをいろいろ知ってもらえるように、関係人口、交流人口を増やしていくこと、今後の人口維持のためにも必要になると思います。その辺り、どのように計画されているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。政策の1つ、「魅力の創造と発信」の中に位置づけた重点施策の1つでございます「魅力の創出と移住定住の推進」、こちらにおきましては、取手市の持つ様々な魅力を発信し、取手市を訪れたい、住んでみたいと思ってもらえる方を増やすプロモーションに力を入れていくということとしております。また、こうしたプロモーションは、市外の方に向けてだけではなくて、市民の皆様に対しても的確に展開して、アートや様々なイベントなど取手ならではのよさを再発見してもらうことで、ウェルビーイングの向上につなげまして、この町にずっと住み続けたいと思ってくれる方を増やしてまいりたいと考えております。また、同施策では、移住定住の推進

も展開方針に定めておりまして、住宅取得に対する補助事業をはじめ、子育て世代を含む定住人口の増加、転出の抑制により、町の活力を維持、発展させてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。今までいろんな事業を継続はしてきたんですけれども、やはりここでまた中村市長の下でいろいろアップデートした形で展開されることを期待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。それでは、次の質問に移らせていただきます。

高齢者福祉の充実ということでございます。ここに書いてあるのはもうこの議会でも、一般質問で何度も皆さんが、高齢化率は34.7%ということ——約35%ですけども、そういった中で、人生100年の時代、健康で住みなれた地域で安心して暮らせるよう——ためにはというお話で、皆さんそれぞれが質問されておりましたけども、私も、その点についての質問になります。取手市の高齢化率はもう35%、近隣の自治体と比べても本当に高い水準にあります。全国的に団塊の世代が後期高齢者に入り、社会保障費の負担増など様々な問題が見込まれる——いわゆる2025年問題が近づいている中で、これまでの取手市の発展を支えていただいた方々が、いつまでも健康で住み慣れたこの取手の地で安心して暮らせるような取組が求められていくと思います。新たな総合計画の中では、こうした高齢者の福祉はどのように位置づけられているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） お答えします。今回の総合計画策定時に人口推計というのを行っております。今後も高齢化率は上昇し続けると。今現在、35%というお話がありましたが、2040年の時点で38%程度まで上昇するという見通しが出ております。何を隠そう2040年になりますと、私も立派な高齢者になっているわけなんですけれども、こういった高齢者をはじめ、全ての人が生きがいを持ち、心身ともに健康で豊かに暮らせる社会を実現していくために、今回の未来創造プラン2024においては、目指すまちの未来に「健康でいきいきとした社会の実現」というものを掲げまして、「ぬくもりのある医療・福祉の提供」「健康づくりの推進」「生きがいやつながりを持てる社会の実現」「市民と協働でつくる地域社会」、この4つの重点施策を推進していくことにしております。ぬくもりのある医療・福祉の提供では、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、地域包括支援センター運営事業や高齢者移動支援事業、緊急通報システム事業などを展開してまいります。健康づくりの推進では、健康意識の向上や関係機関との連携強化による幅広い世代が生涯を通じて健康でいられる社会を目指すとともに、高齢者に対しては、保健事業と介護予防を効果的、効率的に一体で運用していく仕組みを構築してまいり——まいりたいと思います。生きがいやつながりを持てる社会の実現では、生涯学習やスポーツ、読書等を通じて人生を豊かにして、誰もが生きがいを感じることができる社会を目指しております。市民と協働でつくる地域社会、こちらでは地域でのボランティア活動やコミュニティ活動を通じて、人と人が支え合い、自主的に地域の課題に取り組む活動支援をしてまいります。以上のような重点施策を展開することで、市民一人一人がいつまでも



地域のプレーヤーとして活躍できる環境を整備してまいります。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。私が政策方針として掲げた3つの分野については、総合計画でも政策や重点施策にしっかりと位置づけられていることが確認をできました。いずれの分野も取手市の未来のために欠かせない要素が含まれていると思います。今後の計画の運用に当たっては、その時々、市民のニーズや社会情勢を把握しながら適切に進めていただきたいと思いますと思っています。

それではここから少し掘り下げて、ここまで触れてきたテーマの中での特に高齢者の福祉の充実に関して質問をさせていただきたいと思います。人口の構成と変化、高齢者の進展ということでございます。市長のマニフェストを踏まえた新たな総合計画において、目指すまちの未来の一つとして、健康でいきいきとした社会の実現が挙げられ——掲げられております。幅広い年齢層の市民の健康増進のための取組にも力を入れていかれているのは十分承知ではございますが、高齢者福祉の充実について、特に市民の健康寿命を延ばす取組について、お伺いをいたします——お願いします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、佐藤議員の御質問に答弁させていただきます。まず取手市は、昭和40年代後半から50年代にかけて、首都圏近郊のベッドタウンとして多くの住宅団地が建設され、それに伴い、当時の生産年齢人口が増加いたしました。一定の年齢層の方々の増加の時期が集中したということもありまして、さらには少子化が進んでいることで、市の人口の年齢構成には偏りが生じております。こうした経緯もあり、近年では人口の減少に加えて、高齢化率の上昇に伴う医療給付費のほか、社会保障関係経費や介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加するなど、財政負担が大きくなっているところでもあります。そのような状況において、全ての市民の方が地域で元気に暮らせる社会を実現するためにも、佐藤議員おっしゃるとおり、健康寿命の延伸に向けた取組は重要であると考えます。人生100年時代といわれる中、高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、壮年期から生活習慣病予防に取り組むなど、一人一人が積極的に健康づくりに取り組み、健康で元気に生活できる期間をできる限り長くすることが重要です。市では、健康寿命の延伸のため、生活習慣病の発症予防や重症化予防、寝たきりの予防に向けた運動や栄養の両面からの施策を進めておりますが、特に高齢者の半数以上を後期高齢者が占めるという現状の中においては、心身両面からのフレイル対策、介護予防、認知症予防等のさらなる充実が求められると考えております。以上です。

〔健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。人生100年の時代に、年齢を重ねても健康で心豊かな生活を送ることの大切さについては、全く同じでございます。元気な高齢者の皆様には、その豊かな人生経験を地域の子育て支援の担い手としても生かしていただけるのではないかと考えております。そういった側面からも可能性を感じております。

が、持続可能である魅力ある取手市の仕組みづくりの一環として、こういった視点も必要になってくるのかと思って御提案させていただきます。

さて続きまして、今お話しいただいているお考えの基に健康寿命延伸に向けて現在取り組んでおられる事業がありましたら、御紹介をいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。現在市では、健康増進法などに基づく市民の健康づくりに関する総合的な計画としまして、第2期健康とりで21を作成しております。この計画では、誰もが健康で住み慣れた地域で暮らし続けることができる健康長寿社会の実現を目指すことを基本理念としており、平均寿命と健康寿命の格差を課題として捉えております。そのための施策としまして、元気な高齢者を対象とした一般介護予防事業がございます。要支援や要介護になるおそれのある高齢者が、できる限り自立して生活を少しでも長く送ることができるように、早い段階から支援をすることを目的としております。具体的な取組としましては、介護予防の普及啓発事業として、運動の機能や――機能の向上や栄養改善、口腔機能向上のための講座を開催しております。また、住民主体の介護予防活動への支援も実施しております。そして、地域の通いの場に理学療法士など、リハビリテーションの専門職や栄養士が訪問し助言をする、ぷらっと健康相談などのものを実施して、介護予防に対する意識の向上を図り、要介護認定者の減少を目指しております。市民の皆様が――皆様が健康づくりに関心を持っていただくために、健康づくりの部署だけでなく、全庁的な取組が必要であると考えております。さらには、歯科医の先生方や関係団体の皆様の御協力をいただきながら、健康寿命の延伸に向けて、より積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。御指摘のとおり、適度な運動や地域との交流、様々な活動への参加によりつながりを持つことの心身の健康について効果がある、様々な場面で言及されていると思います。住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けた市の取組で、地域の介護予防の現状についてはどうなっているのでしょうか。その点もお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） お答えいたします。人との交流を持つことや会話をすることは、高齢者の介護予防、認知症の予防にも有効であり、身近な通いの場での顔の見える関係づくりは、日々の生活の中での助け合い、共助として社会との重要なつながりとなります。このため、市では平成29年度から、住民主体の介護予防を目的とした組織づくり、拠点づくりのための団体に対して環境整備を応援するという形での介護予防・日常生活支援総合事業補助金を実施しております。またあわせて、地域の健康づくりを支える担い手の育成や環境整備を促進するため、チューブ体操やシルバーリハビリ体操など、地域で活動する指導者の育成を支援しております。現在では約170名のボランティアの方々が公民館や集会所など市内約90か所に出向いて、身近な場所で取り組む介護予防の運動教室の指導者として活動をいただいております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。市内の身近なところで、通いの場でチューブ体操やリハビリ——シルバーリハビリ体操などボランティアの指導士の方々を中心に実施されているということですが、どのような具体的な効果が出ているのか、そういった点をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） お答えいたします。この事業の大きな特徴としましては、ふだんから住み慣れた地域の中で住民のコミュニティーづくりと健康づくりというものが挙げられますが、さらには指導者自身の社会の——社会的な健康という点が挙げられると思います。体操指導——体操を指導するという活動を通じた地域の人との交流により、自分が必要とされていること、社会の中で何らかの役割を持って活動するという事です。また最近では、比較的若い年代の方が指導者の養成講習会に参加されている姿も見受けられることから、地域全体において介護予防、認知症予防に対する理解と関心の裾野が広がっていると感じております。地域の中で、団体活動の支援と指導者の育成というものは介護予防事業のいわば両輪となるものです。市としましても、補助制度のさらなる周知や活動団体への支援にも引き続き取り組んでまいりたいと思います。また、今後は75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の特性に応じたフレイル対策、介護予防や認知症予防の取組の充実、さらには保健事業と介護予防などの一体的な取組というものが重要であると認識しております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。自分が社会の中で何か役割を持っていると思って活動していることとか、また、若い世代の方々も中に参加して下さって、今、協力体制ができていているというのは、本当に素晴らしいことだと思います。こういった点を引き続き伸ばしていただく、また大事なことを皆さんに理解してもらうということで進めていただければと思います。

それでは次に、介護予防の取組についてなんですけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の中で、これは庁内で連携体制についてお伺いをします。組織の垣根を越えた連携体制はどのように構築して今進めているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するために、令和4年度から、企画調整を担う保健師が配置されております国保年金課を中心に、保健センター、健康づくり推進課、高齢福祉課が参画し、連携しながら事業を推進しております。具体的には、年度当初に健康増進部、福祉部の部課長が参集する連携会議を行い、方針や計画案を確認した後、各課からの担当者から構成されるワーキングチームを組織し、進捗管理に当たっております。企画検討に当たっては、ワーキングチームのメンバーが中心となり、健診結果や医療給付費の状況、介護保険等、各課の情報を横断的に集約・共有し、地域の特性や健康課題、対象者のニーズを多角的に精査しながら進めており、フレイル予防につながる効果的な事業展開が期待できると考えて

おります。なお、一体的実施については、とりで未来創造プラン 2024 の重点施策として掲げているほか、現在策定中のそれぞれの課の計画の中でも、地域全体で健康を支える保健事業として言及しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） ありがとうございます。高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施については、各部署・各課が連携をして精力的に取り組まれているということがよく理解できました。ありがとうございます。今後とも継続をしていただきたいと思います。

さて2月の1日には、フレイルの日のイベントが開催されました。参加者の皆様からどのような声が届いていますでしょうか。また、市としてはどういった成果を感じているのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。フレイルの概念や予防の重要性を多くの方に知っていただくために、「脱フレイル！知って！体験！講演会」と題しまして、先月2月1日木曜日、フレイルの日に、取手ウェルネスプラザにおいてイベントを開催いたしました。定員は120名で予定しておりましたが、会場がほぼ満席となる115名の方に御参加をいただきました。歯科医師によるオーラルフレイルと口の健康、そして管理栄養士による、あれもこれも食べて動くことの重要性についての講話に皆さん熱心に耳を傾けていらっしゃいました。講演後に行った体験コーナーでは、チューブ体操やリハビリ体操、体組成測定、血管年齢測定など、多くの方が体験をされており、健康への関心の高さがうかがえました。アンケートでは、知りたい興味のあることとして、口腔ケア、筋力アップ、認知症予防と回答した方が多くいらっしゃいました。健康寿命を延ばして元気で長生きしたいという思いは皆さんの共通の願いだと思っております。市民の方々が自身の健康管理について関心を持ち、自ら健康づくりに取り組んでいただけるよう、今後も支援を進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。私も市民の皆様の本当に身近にあるいろんな課題をしっかりと解決しながら、そして幸せを積み上げていきたいと思っておりますが、今日のいろいろ御答弁いただいた中では、本当に継続してまた新たにすばらしい展開をする中身だと思っておりますので、総合計画、このとりで未来創造プラン 2024 の中で掲げられている中村市長のいろいろなお考えを、しっかりと御活躍をバックアップできるように取り組んでいきたいと思っております。今後も中村市政に改めて期待をして、皆さんのますますの御活躍を御祈念して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

14時55分まで休憩いたします。

午後 2時45分休憩

午後 2時55分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

最後に、細谷典男君。

[17番 細谷典男君登壇]

○17番（細谷典男君） 細谷でございます。5期目、最初の一般質問になります。私、このたびの選挙で取手市の重要課題、3つ挙げてお訴えさせていただきました。その1つ、先送りできない課題、市之代火葬場問題、この問題を今回一般質問で取り上げさせていただきたいと思っております。また1つ、前の4年間でどうしても心に残って——とげのように残ってる課題、これが藤代南中学校のいじめ事件でございました。今回、5期目最初の定例会で、この2つの問題を取り上げさせていただきます。今回取り上げたテーマは、いずれも訴訟に持ち込まれた案件です。市民あるいは地域住民が、行政のやり方に対して裁判に訴えなければならない。法による裁きを求められ——求めなければならないということは何を意味するのかということでございます。行政と市民の間には議会があるはずですが、それにもかかわらず司法の場での決着を選択するということが、議会は信頼に足る機関ではない、議会は、切実な声を受け止める姿勢と解決する能力はない、このようなことからではないかと推察いたします。私は議会に身を置く立場として、痛切に反省し、今回質問を行います。まず最初に、2015年に起きました市立中学校女子生徒自死事件について、お伺いいたします。この事件は、調査を重ねる中で幾つもの重要な間違いがあったことが指摘されています。市教育委員会の最大のミスは、法の無理解であったと思います。この時代に、他人事のような対応をしてきた市長部局の怠慢もありました。そしてこの間違いを指摘できなかった市議会の能力不足も重なり、御遺族にあっては——御遺族には、あってはならない多大な負担をおかけしてしまった案件でございます。経過をたどれば、2016年3月、真相解明を求める遺族の求めに応じて、市教育委員会は調査委員会を設置しました。そして作業を進めていたのですが、この調査が全面的に否定されました。それは法に基づく調査委員会ではなかったということによります。文科省から法の無理解を厳しく叱責され、教育委員会は大きく方針を転換します。これまで主張していた、いじめはなかったという態度を撤回し、一転して、法に基づく重大事態と改めました。そして、今まで進めてきた調査内容や調査委員会の議論など一切を破棄いたしました。私は今回の5期目の選挙、1月21日告示、28日投票でございましたが、この選挙の直前、1月12日に、水戸地裁でこの事件に関わる判決が下されました。訴えたのは、当時担任であった女性教諭が原告でございます。担当教諭は、停職1か月の懲戒処分となっております。関係者の中では最も重いものです。最も重いとした理由は、県の調査報告書に基づいていじめを助長する指導があったということから——ということからでした。裁判ではここが争われました。指導力に至らないということはあるとしても、いじめを助長するということは断じてないというのが、原告の主張でございます。地裁の結論は、原告女性教諭の勝訴でございます。つまり、県の処分は間違っていたと言っているわけでございます。私は、当時、県から処分が出されたとき、責任の大半を担当教諭や市教育委員会に押しつけたことに強い違和感を覚えていました。しかし、世論の空気に押されて、疑問に感じたことについて発

言することができませんでした。報道によると、判決は——判決では、本件生徒に対するいじめを助長し、誘発し、または、いじめの関係性を固定化したとは認められないとしております。事件発生から、県調査委員会でいじめを助長したと断じられて、今日まで、担当教諭は筆舌に尽くしがたい誹謗中傷の中で耐えてきた心情に思いを至らすと、改めて問い直さなければならないことがあります。端的に申し上げれば、県の調査委員会は、公平に、そして中立的な立場で調査してきたのかということをございます。地裁の判決を見るとき、調査に誤りがあったということですから、まさに調査委員会は公平・公正だったかが問われます。県における調査でございますが、一つ問題点を指摘したいと思っております。市の関係者全員が調査対象になっております。その調査方法に公平を欠くようなことがなかったのかということをございます。調査委員会報告によると、一例を挙げれば、聞き取りの場合、遺族に当たっては代理人が4人も同席しております。一方、担当教諭の場合は同席はありません。二つ目は、調査委員の人選についてでございます。利害関係が異なる場合、中立と——中立を保つためには利害関係者は除かなければならない。この点から言えば、県の調査委員会はどうかであったのか。県調査委員会の人選や調査の進め方については、両親から要望が出されたことを受け、県は人選等について遺族と協議するとしております。そして、両親の意向を踏まえながら人選を調整した結果、委員長は日本弁護士会に派遣要請、弁護士及び学識経験者等の3名を遺族が推薦、学識経験者等の2名を職能団体推薦、この6人となっております。ここで問題は、調査員の半数、3人が遺族の推薦となっていることです。この構成では、公正・公平な調査とならないことは明らかだったのではないのでしょうか。このような調査委員会の報告書を受けて、担当教諭の処分がなされたわけですが、裁判ではこれが不当とされたわけでございます。水戸地裁で原告勝訴、茨城県敗訴の判決を見るとき、改めて顧みなければならぬと思っております。市の教育委員会の対応はどうかであったのか、全市に衝撃を与えた事件です。この判決を真剣に受け止めて、自ら再点検の必要があるのではないかと。再点検の第1は、担当教諭に対する対応でございます。厳しい状況に置かれながらも、独りで教育行政の不公平を訴えてきました。これ以上、担当教諭を不公平な環境に置くことは許されぬと思っております。今回は自らも厳しく反省し、担当教諭の立場も——立場を考慮せず発言を控えるなど、議員としてあってはならない行為を痛切に反省し、公平・公正な行政とは何か、水戸地裁の判決を受けてお伺いいたします。質問通告、この項では1から6まで通告しておりますが、1から3については、経過、その他の調査委員会は事前に把握できており——できましたので省略させていただいて、4項めから質問とさせていただきます。法に基づく県の調査委員会と、そうでない市調査委員会では、調査の手法、委員の選出方法などにおいて異なるものはないか、お聞きいたします。

次に、調査方法は複数あると思っておりますが、事実の一つでございます。いかなる調査委員会であっても、公平で公正な調査が求められていると思っておりますが、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

この項の最後、事実に向かうという観点からは、県調査委員会の報告書と司法の判決ではどちらが上位と考えるのか。6項目め、もう一つの質問は、元担任教諭の今後について、

裁判において判断が下されたところでございますが、市としてどのように捉えるのか、お聞きいたしたいと思えます。

続いて、2つ目の質問に移ります。私が選挙で先送りできない課題として訴えさせていただきました、火葬場問題でございます。これが、なぜ火葬場問題として今日まで残っているのか。それは、火葬場を建設するに当たって、地元、市之代地区と交わした誓約証が実行されていないことによります。請求書——誓約証締結——その締結からこの間、平成元年から35年、中村市長に至るまで、4代、市長が代わっておりますが、何ら状況は変化がないばかりか、前市長の4期16年は最悪の関係となりました。誓約の実行を求める地元住民に対して、自分の決めたことではないなどと言い放ち、信頼関係は失われました。平成21年には、約束を守らない市に対して、火葬場を市之台の外に移せと訴えが起こされております。この件につきましても、本来なら議会が住民の皆様の声を代弁しなければなりません。前市長の態度は約束は存在しないということですから、何も打つ手がありませんでした。しかし昨年、新たに中村市長となったことにより、火葬場問題の解決の可能性が生まれたと私は判断し、改めて地区の皆様の御要望を伺ってまいりました。最大のハードルであった青少年宿泊施設については、社会環境の変化を御理解いただき新たな環境整備を図るということで理解が得られるのではないかとこの感触を持ちました。宿泊施設に代わる新たな施設については、今も市は能動的に取り組む姿勢ではないことから、外部のコンサルタントの知恵を借りること、そして、そのコンセプトは、火葬場の町というイメージを一新するような施設であるべきだというような意見交換をさせていただき、この動きを組合にも伝えております。中村市長新体制の下で、地区の要望に応えられるよう、一歩ずつ進めて——進められていると理解をしております。やすらぎ苑施設の隣にある竣工記念碑には、「地元、行政共に悩み、苦しみ、多くの困難な課題を乗り越え」というようにございます。私自身、建設当初の苦労は経験しておりませんし、今、議場のほとんどの議員の皆さんは、何を悩み苦しんだのか、具体的には知らないのではないかと思います。私は20年前、市議会議員となりましたが、先輩議員の経験を伺っております。小笠原俊郎先生、斉藤勝久先生、平 壽朗先生からでございます。また、議会で火葬場問題の議論があるたびごとに議会事務局を訪れ議事録を閲覧している菊地勝志郎元市長の姿も見ております。私は建設時の労苦を聞かされている最後の議員として、この問題を取り上げてまいりたいと思っております。地元も、誓約証を結んだ世代は交代の時期に入っております。もうこれ以上先送りできない。この問題を子や孫に引き継がせない。自分たちの世代で決着するという強い決意が、地元にはあると思っております。このことは重く受け止めていただいて対応していただきたいということ——対応していただきたいということ——をまず申し上げておきたいと思えます。火葬場を安定的に運営しなければならないことは誰しも分かっていることです。しかし、なぜ火葬場問題として今日まで引きずっているのか。全体の共通理解とするためにも、火葬場が市之代地区に設置された理由及び目的は何かを明らかにしていただきたいと思えます。2つ目に、問題は誓約証をめぐる争いになっております。設置の際交わされた誓約証をどのように受け止めているのか、お聞きしたいと思えます。質問では、青少年センターに関する(1)と(2)を通告してありますが、この

点については事前に了解できておりますので、この2つは削除させていただきたいと思えます。質問の3つ目としては、今後も火葬場は安定的な運営がされなければなりません。その際、炉の改修及び周辺——周辺整備において地元の協力は必須でございます。いかに地元と協力関係を得ていくのか、このことについてお聞きいたします。以上で第1回目の質問といたします。

〔17番 細谷典男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 細谷議員の御質問に答弁させていただきます。まず、法に基づく県並び市の調査委員会における調査手法や委員の選出についての御質問です。県の調査委員会の手法や委員の選出方法については言及できませんが、当時の市の調査委員会においては、いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、調査の手法、委員の選出方法が決定しておりました。平成28年3月16日の市教育委員会臨時会における、いじめによる重大事態には該当しないとの議決等、いじめ防止対策推進法の趣旨と異なった対応を指摘され、県の調査委員会に調査が委託されております。

続きまして、調査委員会において公平で公正な調査が求められたかという点についてですが、いじめ重大事態の対応については、当然、法やガイドラインに基づいた公平で公正な調査が求められます。県の調査委員会の調査方法などについては、言及することができません。また、県の調査委員会の報告書と司法の判断では、どちらが上位といった御質問については、裁判結果へのコメントと存じますので、係争中の案件でもあり、コメントは控えさせていただきます。以上となります。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 細谷議員の火葬場問題についての御質問に答弁いたします。火葬場が市之代地区に設置された理由及び目的は何かとの御質問ですが、現在やすらぎ苑を管理運営しています取手市外2市火葬場組合は昭和40年に、当時の取手町、守谷町、藤代町の3町で取手町外2町火葬場組合として設立されました。当時は3町内に火葬施設はなく、火葬を行う際には近隣の斎場を利用しておりましたが、近隣市町村の斎場において利用制限を受けることと——受けることになり、区域内に施設を建設し、火葬場組合構成市・町の区域内住民の利便性を向上させることを目的として、火葬場建設に至っております。火葬場建設の候補地としては、組合の設立当初から選定は始まっております。取手市内や守谷市内の数か所を候補地として挙げられていましたが、取手市と守谷市の境にあり、緑豊かな自然環境に恵まれた閑静な地の市之代地区を最終的な建設候補地として地域の皆様の深い御理解と御協力により、昭和61年度に都市計画決定の承認を受けて、平成4年3月に供用開始をしております。火葬場やすらぎ苑の建設に際しましては、地区の代表の方と誓約証を締結しております。御質問の誓約証につきましては、平成元年4月29日に、西谷津公園斎場建設に係る誓約証として、市之代地区の代表の方と組合管



理者との間で取り交わされました。内容としましては、やすらぎ苑は20年間の暫定施設である。また、工業団地やレジャーランド、青少年宿泊施設の年次開発計画を樹立し、地域発展に努めること。地域住民の要望を踏まえて、周辺道路など環境整備に配慮することなどの9項目について、双方で合意しております。取り交わした誓約証については、火葬場を市之代地区以外に移設せよとの移設請求訴訟が、平成21年11月に裁判所に市之代の代表の方から提出され、話し合いによる和解に向けて、全22回にわたる口頭弁論などが行われております。火葬場から——失礼しました。裁判所からは、行政側ももっと和解に向けた具体的な案を提示すべきとの御意見をいただき、周辺の環境整備として、太陽光発電設備の推進についての御提案をしましたが、残念ながら地区の皆様の合意を得ることができなかったという経緯もございます。最終的に和解に至らず、裁判所からは誓約証の効力によって火葬場施設の移設請求権が発生するものではないこと。市之代地区における火葬場の建設・操業に当たり、同地区の住民全体の要望などを踏まえ、可能な範囲で同地区の環境整備などに努めること。また、火葬施設に係る——関する諸問題について、誠実に協議するよう努めることとの内容を記された民事調停法17条の規定に基づいた決定が平成25年8月に下されました。誓約証においては、このような経緯がありました。行政としましては、誓約証に記されております各種の事業については、現在の行政を取り巻く環境において必ずしも合理的な範囲のもの——範囲のものばかりではないと思います。今までにおいても、地区の皆様と協議し、行政としてできる周辺整備として、やすらぎ苑の取付道路の整備や下水道整備、地元雇用なども踏まえた農業ふれあい公園の整備、近年では、やすらぎ苑への取付道路から守谷市同地地区に向かう道路改良整備等を行ってきました。その点については、地区の皆さんに御理解いただきたいと思っております。今後も、市之代地区住民の皆様には御理解と御協力をいただき、可能な範囲で環境や周辺整備などに努めてまいりたいと考えております。

次に、これからの火葬場の改修及び周辺整備の地元協力についてですが、火葬場やすらぎ苑も平成4年の供用開始から31年が経過しており、施設や設備等において不具合箇所も見受けられます。現在は修繕等の対応で済んでいる状況です。また、火葬場の要となります火葬施設におきましては、保守点検を実施しながら計画的に修繕工事を実施しており、耐用年数的にはまだ使用できると保守点検業者に確認しております。しかし、火葬場やすらぎ苑も30年以上経過し、施設の老朽化対策と今後の利用件数を考えると、計画的に火葬炉の入替えや改修を行う、やすらぎ苑の第2期の検討段階に来ていると考えております。第2期の改修などを検討——計画するには、御協力をいただいている地区の皆様には御説明して、御理解とさらなる御協力をお願いして進めていかなければならないと思っております。今後は、市之代地区の皆様には、やすらぎ苑周辺整備の検討をしている状況、第2期の改修計画をさせていただきたいことを御説明して、御理解と御協力をさせていただきたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 細谷議員の質問に答弁いたします。様々な今起きている問題、地元については地元の協力は必須である、いかに協力を得ていくのかということだと思えます。火葬場のやすらぎ苑につきましては、市之代地区の皆様、建設当初から御理解・御協力をいただいて運営しているところでございます。火葬場やすらぎ苑は、先ほど部長からも答弁がありましたが、供用開始から31年が経過し、施設の老朽化と今後の火葬場の利用件数を考えると、火葬炉の入替えや改修などを計画的に実施していく必要な時期に来ていると思っています。また現在、市之代地区の代表者の方々と協議しているやすらぎ苑周辺整備についても、組合の構成市で協議して進めてまいりたい、そのように考えています。やすらぎ苑周辺整備や施設改修計画を実施するには、市之代地区の方々にさらなる御理解と御協力いただく必要があることも十分に認識をしています。御理解と御協力をいただくためにも、地区の皆様と懇談会や意見交換会の機会を設けて、さらなる信頼関係を構築していきたいと、そのように思っています。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） まず最初に、教育委員会の御答弁に対して質問をしたいと思えます。今の教育部長から御答弁いただきました。県のほうは、なかなか触れにくいということでございました。私は県の状況について申し上げさせていただきましたけれども、市の調査委員会はどうだったのか、ガイドラインに基づいてということですが、もっと——もう少し詳しく言うと、市の調査委員会は学校及び学校外における事実経過、背景などを対象にしています。これは県の調査委員会にないものです。学校外のことについて触れられている内容がございませんでした。委員は——市が選んだ委員は、利害——遺族と利害関係を有しない者ということになっております。これも県と異なる調査委員会ではございました。そして要綱には、中立公平な調査を行うと、これに基づいて市の調査委員会は発足したわけですが、私はこの調査委員会、解散するとき当たって、教育長に質問しました。市の調査委員会に何らかの間違ひがあったのか、瑕疵があったのか、公平でないことがあったのかお聞きしましたが、教育長の答弁は、全くそのようなことはありませんということでございました。なぜ、この調査委員会で調べたものが破棄せざるを得なかったのか、これは今でも疑問に残っているところでございます。このことをもっても、県の調査委員会、不当であるというように思えます。そして、この調査報告書ができて、大井川知事が記者会見をしております。大井川知事の発言は、「この調査委員会の報告書は画期的なものだ」というように記者会見で述べているんです。この調査報告書を画期的という、その感覚がどこにあるのか、これが全く理解できなかったです。事実を丹念に調べて出来上がった、着実に積み上げたものですよというならいいんですけども、画期的とは何を指すのか。公平・公正でない何かがあるからこういうことになったんじゃないかというふうに、私は感じました。今、教育部長から答弁をいただきましたが、私が質問した中心は、不公平な扱いを受けた担当教諭の原状回復についてなんです。ただいまの御答弁は、教育行政を預かる者として無責任極まりないと言わざるを得ません。この調査委員会が出された平成31年3月25日から、いじめを助長した教師としてレッテルを張られ、それでも日々耐えてきたこの教師、この心痛を教育委員会は分からないのか、良心はないのかと問いたい

と思います。この点についてお答えください。

○議長（岩澤 信君） 細谷議員。火葬場問題についても、もし質問ありましたらお願いします。

○17番（細谷典男君） 火葬場問題については、まず一つが誓約証の問題でございます。この誓約証、御答弁いただきましたけれども、効力がないとされたところは、火葬場をほかに移すという請求、この効力はないとされたわけです。それ以外のところについて、この誓約証は効力があるというふうに判断されているのかどうかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかはよろしいですか。

○17番（細谷典男君） 答弁を聞いてからになります。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育参事、伊藤 誠君。

○教育参事（伊藤 誠君） 細谷議員のお話にあった元担任の勤務状況などについては、個別の教職員の状況でございますのでお答えを控えさせていただきます。お一人お一人が大切な教職員でありますから、日頃から一人一人の教職員の勤務状況や健康状態、生活状況などの把握に努めております。取手市内の全ての教職員は、再発防止の視点を念頭に、児童生徒理解や教育相談を中心とした研修に真摯に取り組んでおります。取手市教育委員会といたしましても、平成27年度に取手市立中学生が自死に至ったことを厳粛に受け止めております。二度とこのような痛ましいことを起こすことがないように、また重大事案への対応などが法に基づき迅速かつ適正になされるように、これまでの経過を真摯に受け止め、再発防止に向けた施策に誠心誠意取り組んでいく所存でございます。今後も、学校生活における児童生徒一人一人を複数の教員でしっかりと見守り、小さなサインや変化に気づける体制の推進や、早い段階から専門家も含めたチームで支援を講じるなどの教育相談支援体制の充実を図ってまいりたいと考えています。

○議長（岩澤 信君） 火葬場組合事務局担当副参事、牧野孝浩君。

○火葬場組合事務局担当副参事（牧野孝浩君） 細谷議員の質問に御答弁いたします。誓約証については、裁判所から民事調停法17条の規定に基づいた決定で、火葬場施設の移設請求権が発生するものではないこと及び本件誓約証は市之代地区における火葬場の施設の建設、操業に当たって、同地区の住民全体の要望等を踏まえ、可能な範囲で同地区の環境整備等に努める旨を定めたものであることを相互に確認するとされています。したがって、この裁判所の決定に基づきまして市之代地区の皆様と協議をして、地区の要望など、可能な範囲で周辺整備などを進めるよう、構成する3市の組合の中で協議していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） まず教育についてですが、教育参事から御答弁いただきました。個別の教職員の状況は答弁を控えるということですが、今、御答弁の行間を読みますと、誠意が十分に感じ取れます。この質問に当たって参事とは何度かやり取りしましたが、誠実に対応していただいていると思います。答弁では、担当教諭の今後については

表れておりませんが、行間にはあると信じております。教育関係については以上で質問を終わりますので、御退席いただいて結構でございます。

続いて、今、誓約証の効力についてお話しいただきました。この請求事案の件でございますけれども、ほかに、外に移せというような請求は、そういう効力はないんだという判決でございます。そして、それだけでは終わらずに、周辺整備のことについても触れられております。この可能な範囲での周辺整備ということなんですけれども、この可能な範囲とは何を指すのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 火葬場組合事務局担当副参事、牧野孝浩君。

○火葬場組合事務局担当副参事（牧野孝浩君） 細谷議員の御質問に御答弁いたします。可能な範囲とは何かということですが、誓約証は平成元年に取り交わされております。現在の社会情勢や行政の環境も変わってきていますので、御協力をいただいている地区の皆様と協議をして、一つ一つできること、難しいことについて御説明をしながら、御協力をいただきたいと思いますと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 可能な範囲というのは、あらかじめ枠が決まっているのかどうか、この箱の中であれば行くとか、そういう類いのものなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 火葬場組合事務局担当副参事、牧野孝浩君。

○火葬場組合事務局担当副参事（牧野孝浩君） 細谷議員の質問に御答弁いたします。枠や上限などは決めておりません。協議内容を、火葬場組合の3市で協議して決めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） つまり、この協議して決めてやれたことが可能な範囲だということですね。あらかじめここまでというんじゃなくて、協議して話し合いして、こういうものをつくりたい、そしてその裏づけもできたとなれば、それが可能な範囲だというふうに理解したいと思います。

もう一つ、部長の答弁の中で「行政としてできる周辺整備」というのがあるんですけども、行政としてできるとは何なのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。行政としてできる周辺設備——整備ということなんですけれども、今現在、市之代地区の方ともいろいろな形で懇談会をして協議をしている段階です。また、協議している中で、青少年研修センターについては、前回の令和5年第3回の細谷議員の御質問でも答弁させていただきましたけど、青少年センター——青少年研修センターに代わる施設ということで、今、検討をしているところです。そういったことで、行政として、地区の方と協議をして進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） よく「行政としてできる」というような、この枕言葉がつくん

ですよ、常に。これは行政としてできるのはやって当たり前なんですよ、これは。この一—どこにでも行政に対してこうして欲しい、ああして欲しい、要望があると思います。取手市全市の中で。そういうところについて行政としてできることは行っていくということになると思うんですけども、私が聞いているのは、市之代地区に絞って聞いているわけです。この市之代地区の行政に対する需要、要望、これもほかの地区と同じように考えているのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、市之代地区の皆さんには御協力をいただいて、誓約証の中で当初は青少年研修センターというお話をいただいておりました。そのお話をいただいておりましたが、今の少子高齢化の状況とかを踏まえた中で、それに代わる施設——市之代地区の代表との話合いの中では、市之代地区を一新するような、変わる——市之代地区のイメージを一新するような施設というようにお話をいただいておられます。そういったことを踏まえて、周辺整備について検討して進めていきたいと考えております。今現在、火葬場組合においては、市之代地区のイメージを変える周辺整備について、取手市外2市火葬場組合で、現在コンサルタントに委託して検討をしているところです。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 先ほどの部長の答弁でも、行政としてできる周辺整備やってきましたと、やってきたんで皆様の御理解をいただきたいと思いますという、上から目線で述べてるんですよ。もうやってきたんだから、市はもうできることやってきたんだから、市之代で。だからもうあんまり言わないでくれと言ってるように、この文書は取れるんですよ。皆様の御理解をいただきたいということですから、理解してくれということなんです。この問題をどう捉えるのかということにかかってくるんです。部長も最初の御答弁で、大変な苦勞をかけたよ、竣工記念碑の中でも幾つもの地区を候補地として当たったわけですよ。それを当たって何度か交渉して、そこにしてくれないかという営みはやってきたんだ——やってきましたけれども、その竣工記念碑にはいずれも「消沈して来ました」というように書かれています。消沈した、つまり実は結ばなかったと。そこで受けてくれたのが市之台であったわけです。この市之台の火葬場がなければ、今まで龍ヶ崎に頼んでた、柏に頼んでた、本当に頼んで、もう自分のところだけで精いっぱいだから断りますよという状況になったわけで、これがなかったら成り立たない生活が、そういう中で引き受けていただいた施設だということを、みんなですまは理解しなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。その上で、行政としてできる周辺整備というところについては、この認識は改めてもらわなくちゃならないと思うんです。やはりこれだけ苦勞をかけてると。ほかとは違う苦勞をかけてる以上、ほかとは違う行政措置がなくちゃならないだろうということなんです。この認識を持っていかないと、これから物事がスムーズに進まないんじゃないかと思うんですけども、この辺の御認識はどうですか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。火葬場施設について

は、本当に市之代地区の皆さんの御理解と御協力により設置されたと思っております。ですので、市之代地区の皆さんと今後も協議いたしまして、火葬場組合の中で協議して、いろいろ決めていきたいというふうには考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 平成元年に誓約証を作って、その中で青少年宿泊センターを——青少年宿泊施設を建設するという計画で、いろいろ建設に当たって努力をされたというのは伺っております。いろいろ検討はしたんだけども実を結ばなかったと。その実を結ばなかった理由に、その一つに、各市の財政状況の悪化ということが言われているんです。この各市の財政状況の悪化によって、決めたことが実現できなかったということなんですけれども、この点について問題点を指摘しておきたいと思えます。財政状況というのは、全体で見なければならぬんじゃないかと思うんです。個別一つ一つの事業について、財政事情が悪化してるからその事業ができるとかできないとかというにはならないと思うんですよ。全体を見て財政状況を見て、全部の事業をもう一回洗い直すとか、そういうのがあったとしても、財政状況が悪化してるから市之台で約束したことはできないというようなことはあってはならないと思うんですが、今までそうであったわけですよ。この点について改めてもらわなければ、今後話は進まないと思うんですけども、財政状況の悪化を、約束したことができなかった理由として挙げたことについて御見解をいただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

火葬場組合事務局担当副参事、牧野孝浩君。

○火葬場組合事務局担当副参事（牧野孝浩君） 細谷議員の御質問に御答弁いたします。社会情勢の変化と財政状況の悪化については、平成初頭のバブル崩壊による経済状況の悪化や、平成20年の世界的な金融不安リーマンショックによる影響を、構成市、各市とも受けていた状況と思えます。また、青少年研修センターにつきましては、火葬場組合においても周辺整備計画の中で、青少年宿泊施設を含めたやすらぎ苑周辺地域整備計画を作成して、地区の皆様と協議をしておりましたが、合意が得られなかったと記録されております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今後、こういう財政状況、よくなる時も悪くなる時も、厳しいときもあると思うんです。しかしこれを約束で、例えば、これから新しい施設の約束をしたと。約束をしてやっていこうというときに、このことを理由に計画をストップさせるというようなことはあってはならないということは申し上げておきたいと思えます。先ほど言いましたように、財政状況悪化したら、それはもういろんなところを見直さなくちゃいけないし、ある意味では——ある意味、事業をストップしなきゃならないところも出てくるかもしれないです。しかしそれは全体を俯瞰して考えるべきもので、一事業にその責めを課すということではできないと思えますので、まずは一部事務組合ですから、ここの決定がある意味最優先するということになろうかと思えますので、その辺は、過去の不信を与えてしまった、このことを反省していただいて取組は進めていただきたいというよう

に思うわけです。

あと、今、新しい体制で、市之代地区の御要望を聴いて、コンサルタントが東京の優秀なコンサルタントだそうなので、すばらしい計画が出てくると思うんですが、しかしまだ少し時間はかかると思います。この中で十分地元の要望を組み込んでいただいて、そしてこの誓約証を——この誓約証を改める必要があるんじゃないかというふうに思うんです。というのも、今、御答弁にもありましたように、2基の改修工事がいずれ——いずれというか、そんなに遠くない時期に行わなければならない。5基ある炉のうち、同じ時期に入りましたんで、一気に更改するということになると思います。このときには地元の理解なくしては進まないことをございますから、これはよく踏まえて、地元の要望を伺って、同じような不信を得ることがないようにしていただきたいと思います。市長の御答弁にもありましたように、地元と信頼関係を取り戻すために、今大きな、大変な努力をしていただいていると思います。今までの市政を挽回するには、もう市長大変ご苦労だと思いますけれども、市長は「俺の決めたことじゃない」と言うような市長じゃないというように分かっているといるんです。これは中村市長の直系——菊地元市長が決めたことですから、絶対俺が決めたことじゃないとは言えない関係にあると思いますので、これ必ず地元が一番大好きな市長でございますんで、必ずやってくれるというように思います。ただ、先ほど担当からもお話ありますように、困難な課題は控えています。これは市之代につくるものではあるんですけども、市全体あるいは3市圏域全体がいいよと言ってもらえるような計画にしていかなければならないと思いますので、この点についてはぜひ部長や事務局長の御努力をお願いいたしまして、私のほうの質問は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 細谷議員のほうから御質問ありがとうございました。今後も、火葬場組合のほうで地元の方と協議していろんなことを決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○17番（細谷典男君） 終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、細谷典男君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3時49分 散会